

愛知県廃棄物処理計画
(平成19年度～23年度)
案

～循環型社会づくりは



の行動から～

平成19年 月

目 次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の対象	2
4 策定に当たっての基本的な考え方	2
第2章 廃棄物処理の現況	3
1 背景	3
(1) 人口	3
(2) 産業構造の特徴	3
(3) 事業所の状況	4
2 一般廃棄物の現況	6
(1) ごみ	6
ア ごみ処理の概況	6
イ 資源化	8
(ア) 資源化の状況	8
(イ) 中間処理施設、資源化施設の設置状況	9
ウ 最終処分	10
(ア) 最終処分の状況	10
(イ) 最終処分場の設置状況	10
エ 再生事業者の登録状況	11
(2) し尿	11
ア し尿処理の状況	11
イ 処理施設	12
3 産業廃棄物の現況	13
(1) 産業廃棄物の発生、処理・処分の概況	13
(2) 資源化、中間処理の状況	16
ア 業種別の資源化、減量化の状況	17
イ 種類別の資源化、減量化の状況	18
ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況	20
エ 再生利用の状況	20
(3) 最終処分の状況	22
ア 種類別の最終処分の状況	22
イ 最終処分の自社処分、委託処分の状況	23
(4) 県外移出入の状況	23
(5) 特別管理産業廃棄物の状況	25
(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況	26
ア 中間処理施設	26

イ 最終処分場	27
(7) 処理業者の許可状況	28
(8) 再生利用業者の指定状況	29
(9) 監視・指導の状況	30
第3章 廃棄物処理の目標達成状況と課題	31
1 全計画の目標	31
(1) 一般廃棄物	32
(2) 産業廃棄物	32
2 廃棄物処理の課題	33
(1) 廃棄物の発生抑制と資源化	33
(2) 循環ビジネスの促進	33
(3) 廃棄物の適正処理と監視指導	34
(4) 廃棄物処理施設の整備	34
(5) 環境学習等の推進	35
第4章 廃棄物の目標の設定	36
1 廃棄物処理の目標	36
2 目標値の設定方法	36
(1) 一般廃棄物	37
ア 予測結果	37
(ア) 国の基本方針に即した予測	37
(イ) 市町村に対するアンケート調査結果を踏まえた予測	37
イ 一般廃棄物の減量化目標の設定	38
(2) 産業廃棄物	38
ア 予測結果	38
(ア) 国の基本方針に即した予測	38
(イ) 事業者に対するアンケート調査結果を踏まえた予測	39
イ 産業廃棄物の減量化目標の設定	39
第5章 施策の展開	40
1 施策の方針	40
2 施策の体系	41
3 具体的施策	42
施策1 3Rの促進	42
(1) 県民の3Rの促進	42
(2) 事業者による3Rの取組の促進	43
(3) 各種リサイクル法の推進	43
(4) 市町村の取組の促進	44
(5) 県等の率先的取組の推進	44

施策 2 循環ビジネスの促進	4 4
(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進	4 4
(2) 資源循環を促進するための環境づくり	4 5
施策 3 適正処理と監視指導の徹底	4 6
(1) 廃棄物の適正処理の指導	4 6
(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理	4 6
(3) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保	4 7
(4) 不適正処理の未然防止	4 7
(5) 排出事業者責任の徹底	4 8
(6) 関係機関との連携	4 8
(7) 優良な産業廃棄物処理業者の育成	4 9
(8) 環境犯罪を許さない気運の醸成	4 9
施策 4 廃棄物処理施設の整備の促進	4 9
(1) 環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進	4 9
(2) 広域的な最終処分場の整備	5 0
(3) し尿処理の高度化	5 1
施策 5 環境学習等の推進	5 2
(1) 環境学習及び普及啓発の推進	5 2
(2) 資源化情報、適正処理情報等の提供	5 2
(3) 廃棄物処理状況の把握及び情報提供	5 2
第 6 章 廃棄物処理計画の推進	5 3
1 各主体の責務・役割	5 3
(1) 県民	5 3
(2) 事業者	5 3
(3) 市町村	5 4
(4) 県	5 4
2 計画の進行管理	5 4
(1) 目標達成状況の把握	5 4
(2) 進行管理	5 4
参考資料	
排出量等予測結果	5 5

第 1 章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、わたしたちの生活に物質的な豊かさや便利さをもたらしている。しかし、その一方で、廃棄物をめぐっては、排出量の高水準での推移、最終処分場の残存容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、様々な問題があり、これらへの取組が重要となっている。

こうした中で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)の度重なる改正及び循環型社会形成推進基本法等のリサイクル推進に係る関係諸法の制定等により、適正な廃棄物の処理や廃棄物のリサイクルの促進への対応が図られている。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和 48 年に第一次愛知県産業廃棄物処理計画を策定して以来、7 次にわたり計画を策定し推進してきた。この間、平成 12 年の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な廃棄物処理計画の策定が義務付けられ、廃棄物の適正処理の確保、廃棄物処理施設の設置、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化を推進するための施策を推進してきた。

さらに、平成 15 年 3 月には、循環型社会の形成に向け、県民・事業者・行政の役割分担を明らかにし、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の普及促進を進める「あいち資源循環型社会形成プラン」を策定した。また、平成 16 年 9 月、同プランの行動計画として、「あいちエコタウンプラン」を策定し、モノづくり県である本県ならではの先導的で効果的な循環ビジネスの創出と事業化の促進を図っている。

平成 15 年 10 月には廃棄物処理法を補う観点から「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を施行し、平成 18 年 4 月から産業廃棄物の埋立処分量の削減などを促すとともに、得られる税収を産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進に関する施策、最終処分場の整備促進等に要する費用に充てる「産業廃棄物税」を導入した。

こうした取組により、廃棄物の減量化や資源化が進み、廃棄物の発生量は増加傾向にあるものの、最終処分量は減少傾向にある。しかし、依然として最終処分しなければならぬ大量の廃棄物が発生するのも事実で、最終処分場の残存容量がひっ迫する中、新たな最終処分場の確保が課題となっている。

また、廃棄物の不法投棄や過剰保管などの不適正処理が後を絶たず、悪質化、巧妙化している。その結果、廃棄物処理に対する住民の不信感が増大しており、ひいては最終処分場の建設がますます困難な状況となっている。

こうしたことから、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うとともに、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えの下、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に規定する基本方針に即して「愛知県廃棄物処理計画」を策定するものとする。

2 計画期間

平成19年度から23年度までの5年間とする。

3 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。

4 策定に当たっての基本的な考え方

本計画は、「愛知県廃棄物処理計画(平成14年度～18年度)」に引き続く新たな「廃棄物処理計画」として策定するもので、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、市町村、県等各主体がそれぞれの立場で廃棄物を発生段階から抑制し、再使用、再生利用の取組等により、積極的に廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、発生した廃棄物については適正な処理の推進を図るものとする。

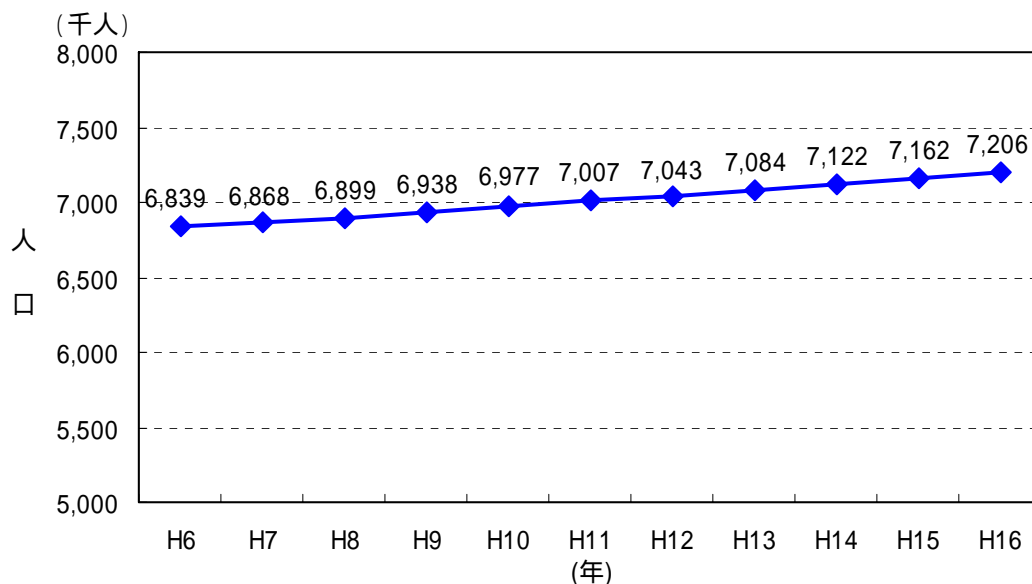
第2章 廃棄物処理の現況

1 背景

(1) 人口

平成16年の本県の人口は7,206千人であり、平成11年の7,007千人に比べ5年間で2.8%増加している。全体的にみて、昭和30年代から40年代にかけ急速な増加傾向を示した人口は、50年以降伸びが鈍化し、さらに60年以降は微増傾向を示すに留まっている。

平成6年以降の本県の人口の推移をみると、1%に満たない微増傾向が続いている(図1)。人口の増加は日常生活を通して、ごみ、し尿等の一般廃棄物、また、様々な経済活動を通じて産業廃棄物の発生量の増加をもたらしている。



出典：「愛知県人口動向調査」

図1 人口の推移

(2) 産業構造の特徴

本県の産業別従業者数をみると、第2次産業の従業者数、特に製造業の割合が27.3%と全国値に比べて際だって高く、これは輸送機械器具製造業によるものである(表1)。

これを製造品出荷額等でみると、平成16年において、全国の12.9%を占める3兆8,136億円であり、日本を代表する産業県となっている。さらに製造業の中でも自動車関連産業である輸送機械器具製造業の占める割合が49.2%と最も高く、一般機械器具製造業がこれに次いでいる(表2)。

表 1 従業者数の構成比（平成 16 年）

産業分類	愛知県		全 国	
	人数	構成比	人数	構成比
合 計	3,336,547人	100.0%	52,067,396人	100.0%
第1次産業	4,710人	0.1%	222,216人	0.4%
第2次産業	1,153,651人	34.6%	14,360,411人	27.6%
鋳 業	902人	0.0%	37,549人	0.1%
建設業	243,016人	7.3%	4,382,413人	8.4%
製造業	909,733人	27.3%	9,940,449人	19.1%
第3次産業	2,178,186人	65.3%	37,484,769人	72.0%

出典：「平成 16 年事業所・企業統計調査」

表 2 業種別製造品出荷額等の構成比（平成 16 年）

区 分	愛知県	全 国
輸送機械器具製造業	49.2%	17.8%
一般機械器具製造業	8.6%	10.2%
電気機械器具製造業	6.1%	6.4%
鉄鋼業	5.3%	5.0%
プラスチック製品製造	4.0%	3.7%
食料品製造業	3.9%	8.0%
金属製品製造業	3.3%	4.7%
その他	19.7%	44.1%
総額 (総額の全国に占める割合)	36兆8,136億円 (12.9%)	284兆4,183億円

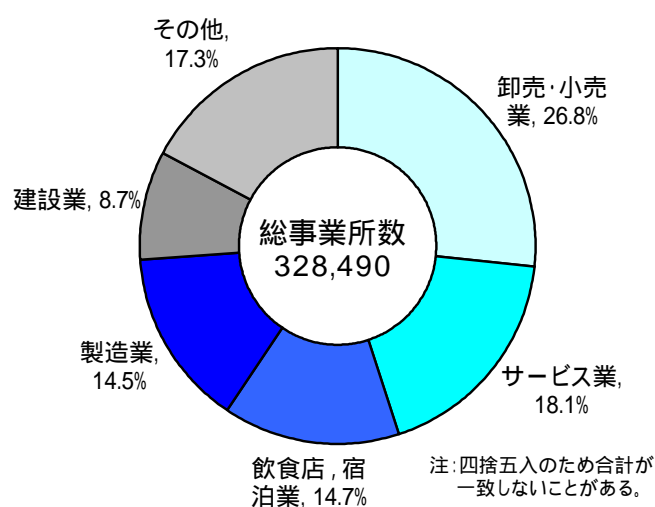
出典：「平成 16 年工業統計表産業編経済産業省経済産業政策局調」

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(3) 事業所の状況

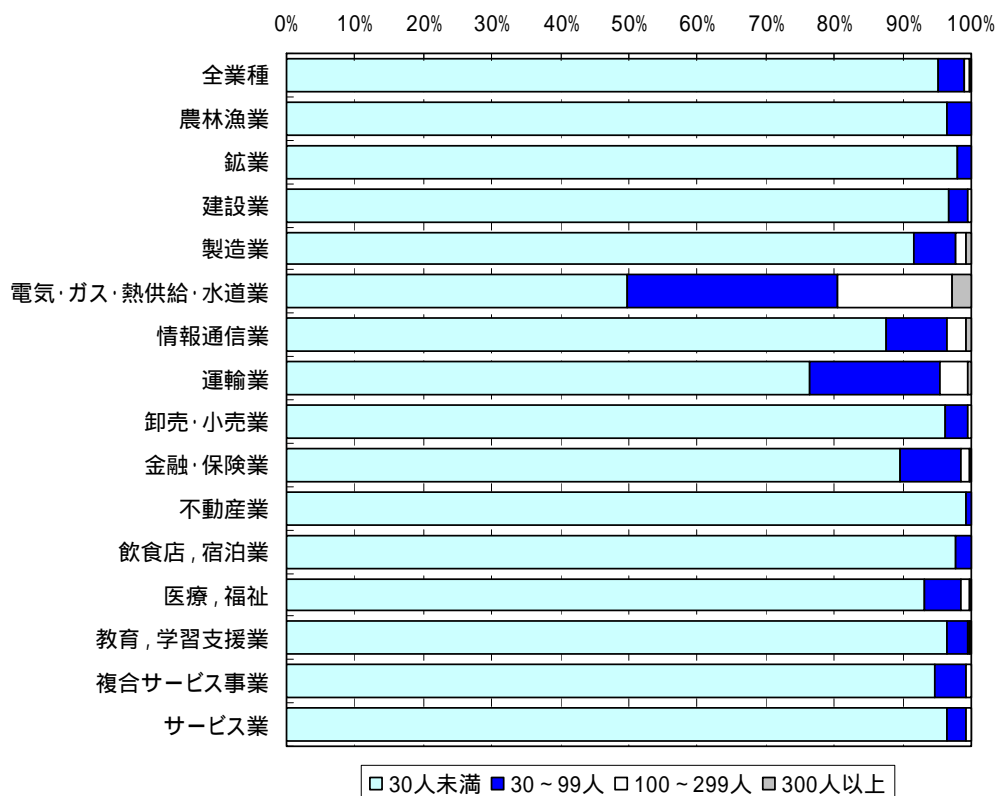
「平成 16 年事業所・企業統計調査」によると、県内の事業所数は 328,490、従業者数は 3,336,547 人である。

業種別に事業所数の割合をみると、卸売・小売業が全事業所の 26.8% で第 1 位を占め、次いでサービス業が 18.1%、飲食店、宿泊業が 14.7%、製造業が 14.5%、建設業が 8.7% となっている（図 2）。



出典：「平成16年事業所・企業統計調査」
 図2 事業所の業種別構成比（平成16年）

さらに、事業所を従業者規模別にみると、30人未満の第1階層は312,898事業所、30人以上100人未満の第2階層は12,521事業所、100人以上300人未満の第3階層は2,476事業所、300人以上の第4階層は595事業所となっており、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業等で従業者数の多い事業所の割合が高くなっている（図3）。



出典：「平成16年事業所・企業統計調査」
 図3 従業者規模別業種別事業所数構成比（平成16年）

2 一般廃棄物の現況

(1) ごみ

ア ごみ処理の概況

平成 16 年度のごみ排出量は 2,926 千トンであり、平成 11 年度の排出量 2,899 千トンに比べ 0.9% 増加している。ごみの一年間の全排出量を一人一日あたりに換算（以下、「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成 16 年度は 1,117 g で、平成 11 年度の 1,148 g に比べ 2.7% 減少している（図 4）。

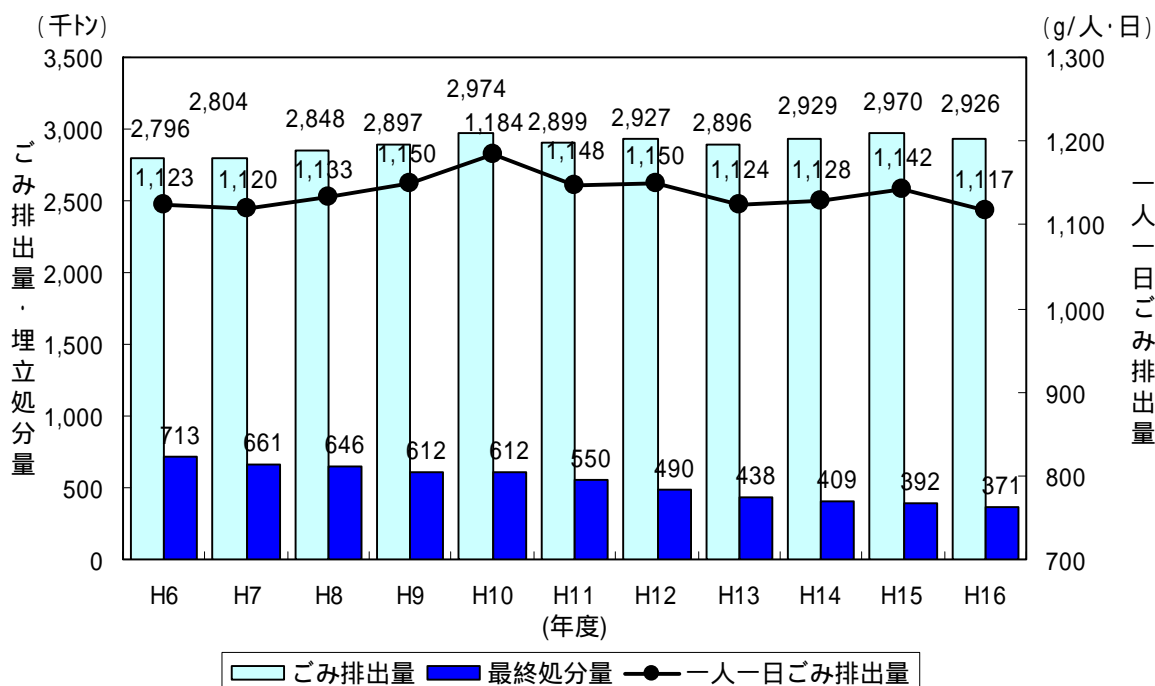
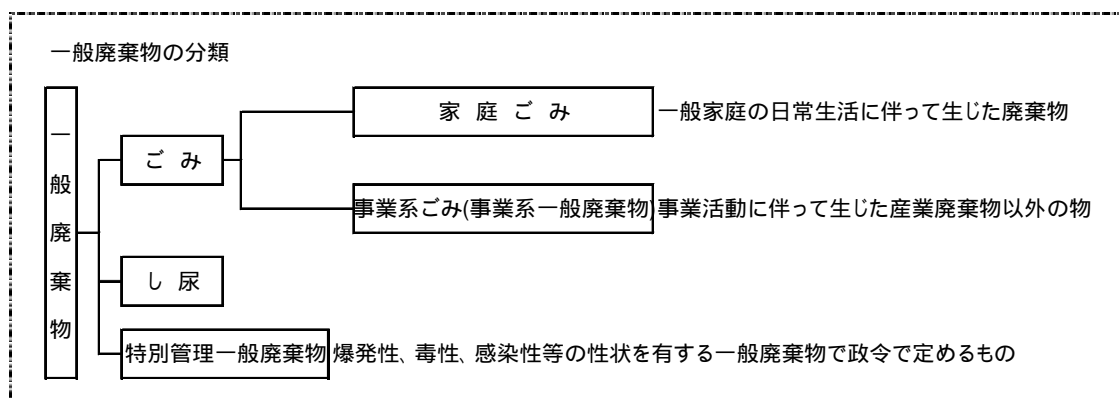


図 4 ごみの排出量と最終処分量の推移

また、このうち事業系一般廃棄物の収集量は 789 千トンであり、ごみ排出量の 27.0% を占めており、平成 11 年度の収集量 648 千トンに比べ 21.8% 増加している（図 5）。

なお、ごみ処理の流れは、図 6 のとおりである。



（注）本計画では、特に断らない場合、一般廃棄物のごみのことを指す。

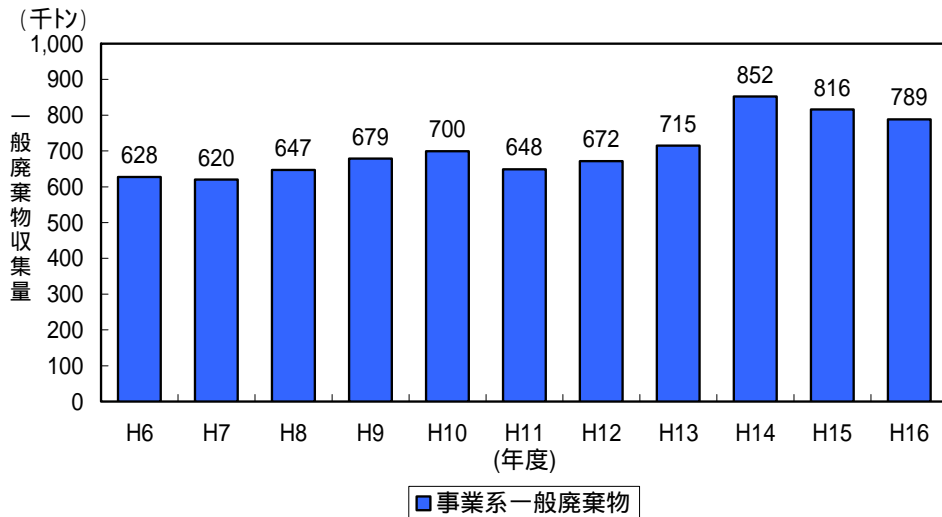
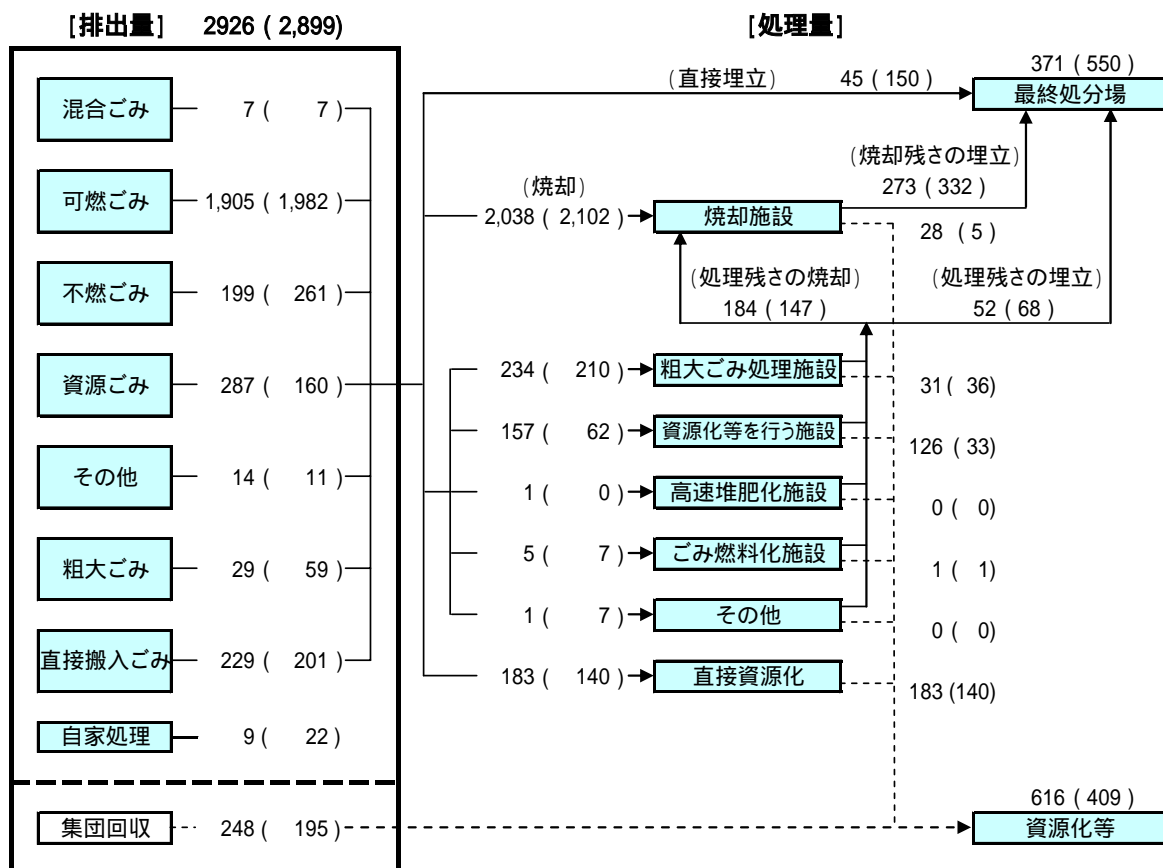


図5 事業系一般廃棄物の収集量の推移



(単位:千トン、()は平成11年度を示す。)
注: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図6 ごみ処理の流れ (平成16年度)

イ 資源化

(ア) 資源化の状況

平成 16 年度の処理状況を見ると、中間処理のうち焼却は 2,038 千トン、平成 11 年度の 2,102 千トンに比べ 3.0% 減少している。それ以外の処理が 399 千トンで、平成 11 年度の 286 千トンに比べ 39.5% 増加している。

集団回収及び中間処理により直接資源化に回るものを含めた平成 16 年度の資源化量は 616 千トンで、平成 11 年度の 409 千トンに比べ 50.6% 増加している(図 6)。

また、リサイクル率は 21.1% で上昇傾向にある(図 7)。

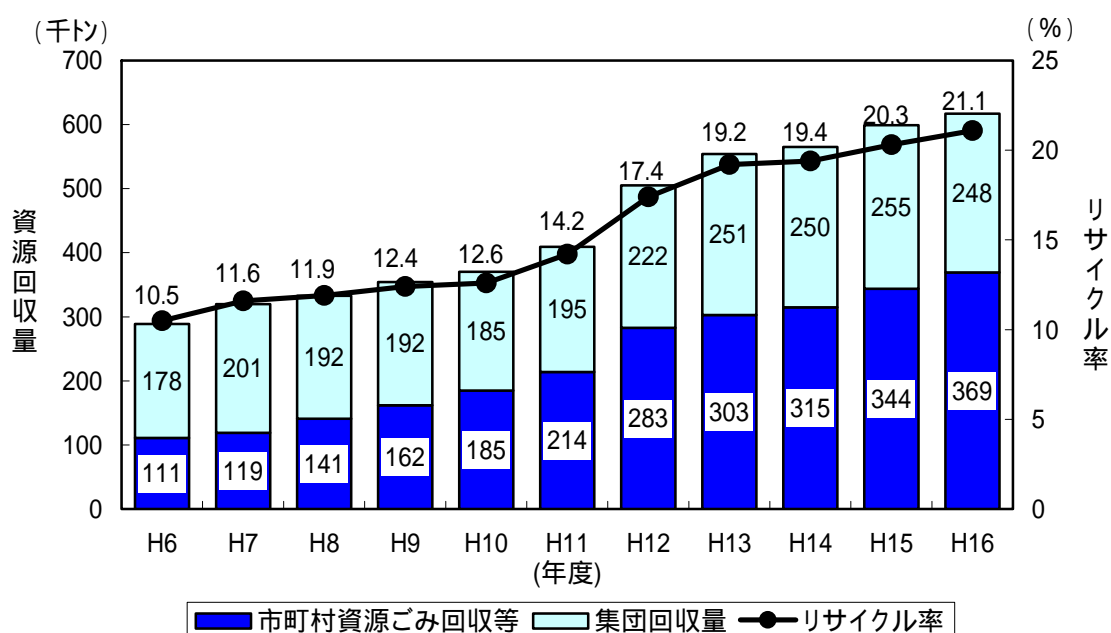


図 7 資源回収量とリサイクル率の推移

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)により、ガラスびん、ペットボトル等特定の容器包装について事業者の再商品化が義務付けられ、消費者の分別排出、市町村の分別収集が推進されているところであり、平成 16 年度の資源化量は、紙類 385 千トン、金属類 67 千トン、ガラス類 55 千トンとなっている(図 8)。なお、紙類については集団回収により、金属類は粗大ごみ処理施設により、ガラス類は資源化等を行う施設による資源化量が多くなっている。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)により、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンの 4 種類の家庭用電気機器についても、同様に廃棄物の減量、再商品化等が義務付けられている。

さらに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)により、食品廃棄物の再生利用促進が図られている。

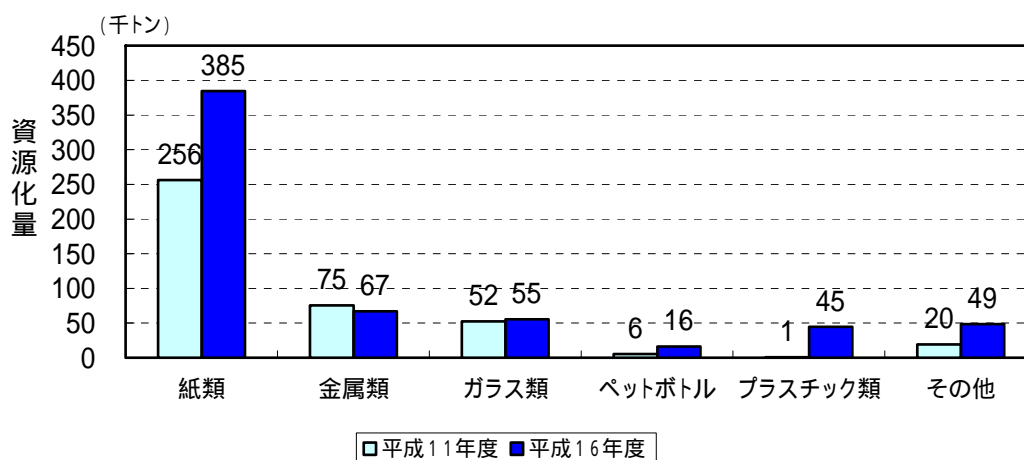


図8 資源化の状況

(イ) 中間処理施設、資源化施設の設置状況

平成18年3月末現在の市町村及び一部事務組合が設置し稼働している中間処理施設、資源化施設は96施設であり、その内訳は焼却施設が44施設、粗大ごみ処理施設が22施設、高速堆肥化施設が2施設、リサイクルプラザ、資源回収センター等の資源化施設が28施設となっている(表3)。

表3 中間処理施設、資源化施設の設置状況(平成18年3月末現在)

区分	施設数	処理能力	備考
焼却施設	44施設	10,377t/日	2施設休止
粗大ごみ処理施設	22施設	1,249t/日	
高速堆肥化施設	2施設	47t/日	
資源化施設	28施設	748t/日	2施設休止
合計	96施設		

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す(廃止、休止は含まない)。

ウ 最終処分

(ア) 最終処分の状況

中間処理による処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 16 年度の最終処分量は 371 千トンで、平成 11 年度の 550 千トンに比べ 32.5% 減少している(図 9)。

なお、このうち自区外(県外)の処分量は 112 千トンで、平成 11 年度の 162 千トンに比べ 30.9% 減少している。

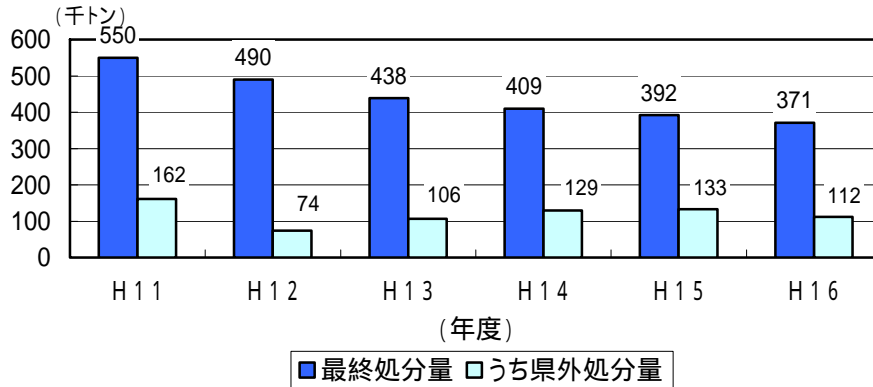


図 9 一般廃棄物の最終処分量の推移

(イ) 最終処分場の設置状況

平成 18 年 3 月末現在の最終処分場の設置数は 88 施設(休止、埋立終了等を含む。)であり、平成 16 年度末の残存容量は 3,233 千 m^3 、これを平成 16 年度の埋立容量 254 千 m^3 で割った値(残余年数)は 12.7 年となっている。なお、平成 16 年度末の残余年数の全国平均は 13.2 年となっている(図 10)。

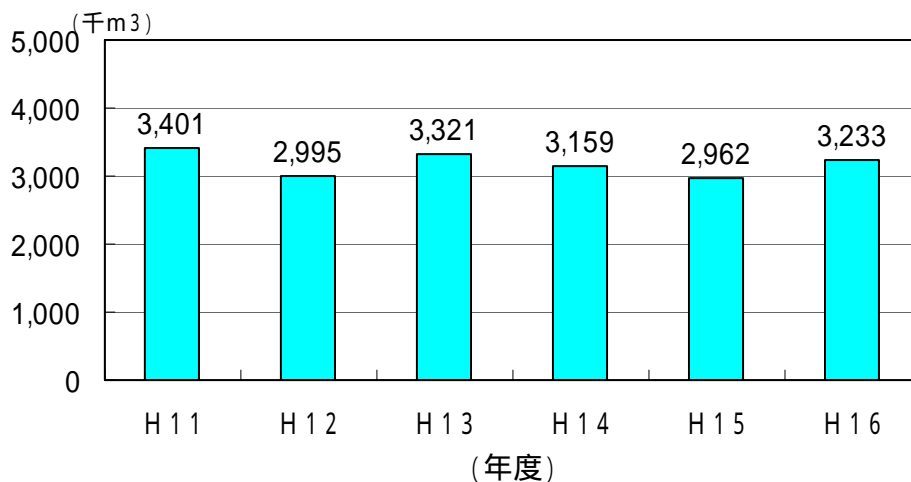


図 10 一般廃棄物最終処分場の残存容量の推移

エ 再生事業者の登録状況

専ら再生利用の目的となる廃棄物である金属くず、古繊維及びペットボトル等の再生を業として行っている場合は、知事の登録を受けることができる。

平成 18 年 3 月末現在の登録廃棄物再生事業者数は、金属くずについては 108 事業者、古紙については 76 事業者、空きびんについては 39 事業者、古繊維については 20 事業者、ペットボトルについては 5 事業者である。

(2) し尿

ア し尿処理の状況

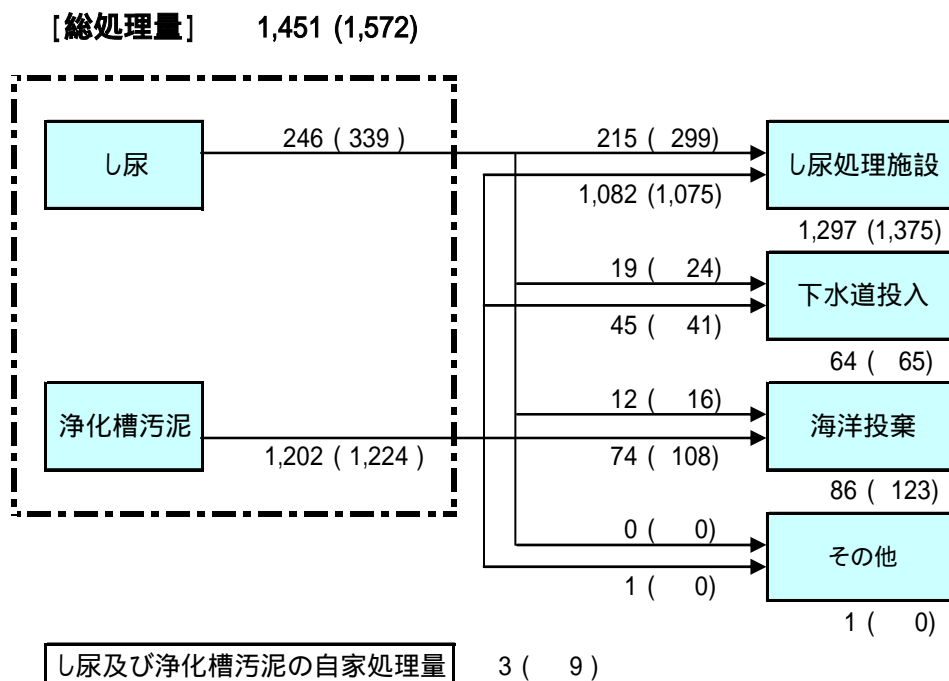
平成 16 年度のし尿及び浄化槽汚泥の総処理量は 1,451 千キロリットルであり、平成 11 年度の総処理量 1,572 千キロリットルに比べ 7.7% 減少している。

総収集量は 1,448 千キロリットルで、うち、し尿は 246 千キロリットル、浄化槽汚泥は 1,202 千キロリットルである(図 11)。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち 1,297 千キロリットルはし尿処理施設により、64 千キロリットルは下水道投入により処理されている。また、86 千キロリットルは 9 町において海洋投棄により処理されている。

なお、し尿及び浄化槽汚泥について 3 千キロリットルは自家処理されている。

また、過去からの推移をみると、し尿処理量は減少傾向にある(図 12)。



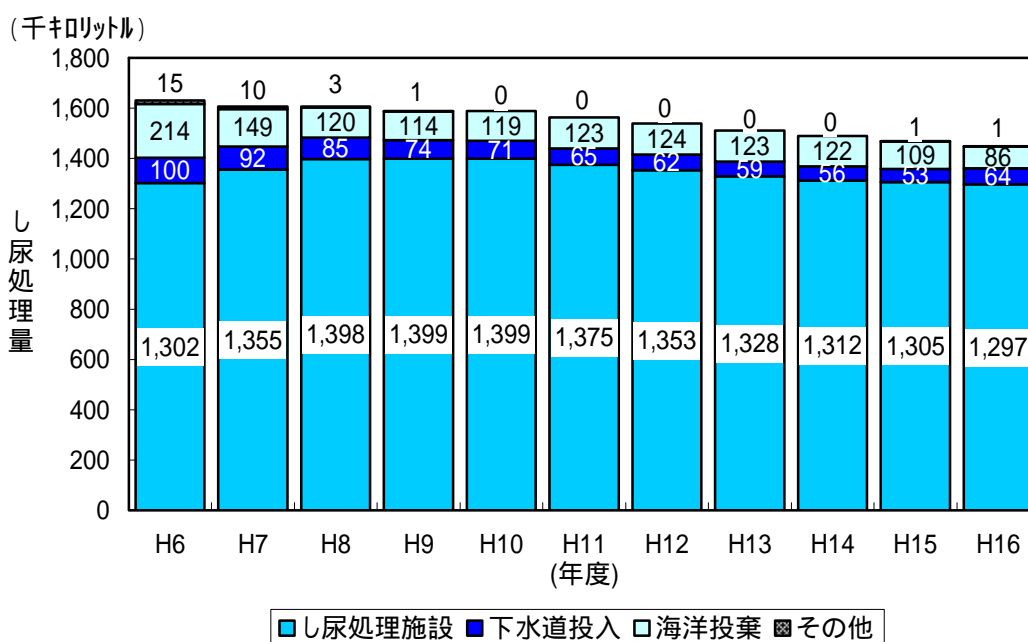
(単位:千キロリットル、()は平成11年度を示す。)

注1:自家処理は、収集車による収集をせず自ら農地還元したものを示す。

2:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

3:その他は、脱水後焼却である。

図 11 し尿処理の流れ(平成 16 年度)



注:し尿処理量に自家処理は含まない。

単位:千キロリットル

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
総収集量	1,631	1,606	1,606	1,588	1,589	1,563	1,539	1,511	1,489	1,469	1,448
し尿	514	481	440	411	372	339	320	297	272	260	246
浄化槽汚泥	1,117	1,125	1,166	1,177	1,217	1,224	1,219	1,214	1,217	1,209	1,202

図 12 し尿処理量の推移

イ 処理施設の状況

平成 18 年 3 月末現在のし尿処理施設の設置数は 36 施設(処理能力 4,952 キロリットル/日)である。

平成 16 年度においては、一部の市町村においては、し尿処理施設が未整備又は処理能力が不足のため、収集されたものの一部は海洋投棄されていたが、平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村等は無くなったことから、平成 18 年 4 月からは海洋投棄の必要がなくなり、すべて陸上処理されている。

なお、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)」の批准に伴い、平成 14 年 2 月 1 日施行の廃棄物処理法施行令の改正により、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止されており、以前から海洋投入処分を行っている者についても、平成 19 年 2 月 1 日から禁止されている。

3 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生、処理・処分の概況

平成 17 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成 16 年度の本県の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 20,595 千トンであり、平成 11 年度の発生量 17,214 千トンに比べ（以下、比較の対象は前回調査の平成 11 年度）19.6%増加している。

種類別に比較すると、鉱さいが 37.9%、がれき類が 34.7%、金属くずが 29.2%、汚泥が 8.6%、廃プラスチック類が 37.1%それぞれ増加しており、一方、ガラス陶磁器くずが 45.0%、動物のふん尿が 1.7%それぞれ減少している（図 13）。

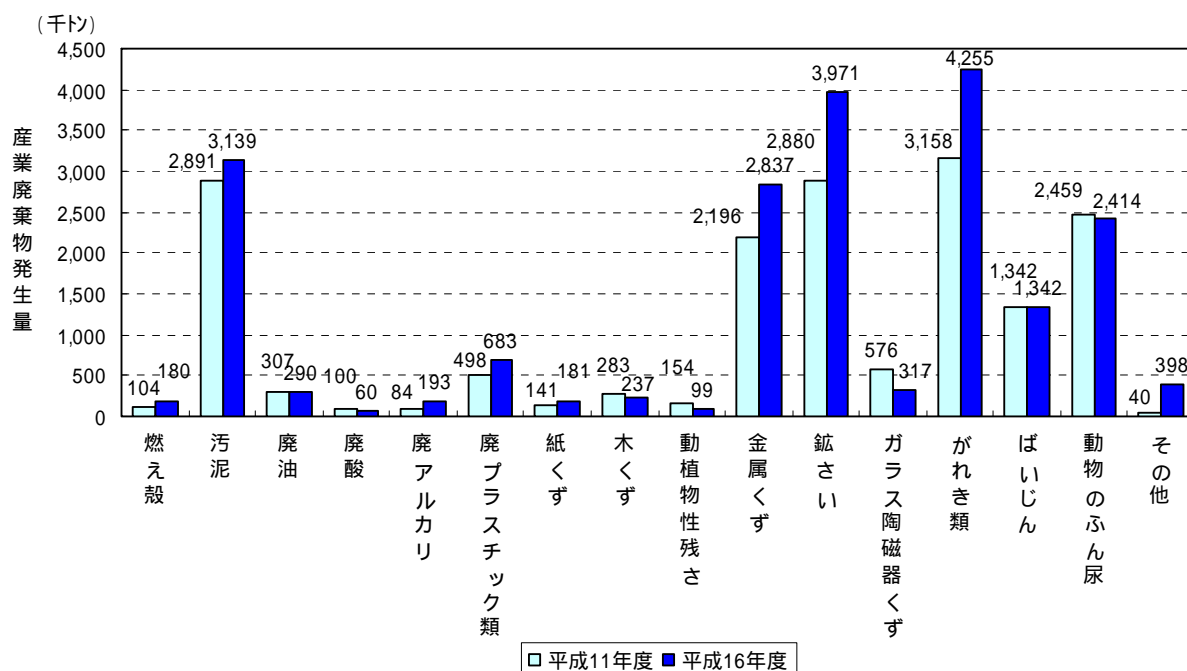


図 13 産業廃棄物の種類別の発生量

「処分」と「処理」

処分とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観等を変化させるなどして、生活環境の保全上支障の少ないものにして埋立処分することをいう。

処理とは、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の廃棄物の取扱い全般をさす。

平成 16 年度の発生量の種類別構成では、がれき類が 20.7%を占め最も高く、次いで鉱さいが 19.3%、汚泥が 15.2%、金属くずが 13.8%、動物のふん尿が 11.7%、ばいじんが 6.5%となっている（図 14）。

業種別構成では、製造業が 51.1%を占め、次いで建設業が 25.8%、農業が 11.7%、電気・ガス・熱供給・水道業が 7.0%となっている（図 15）。

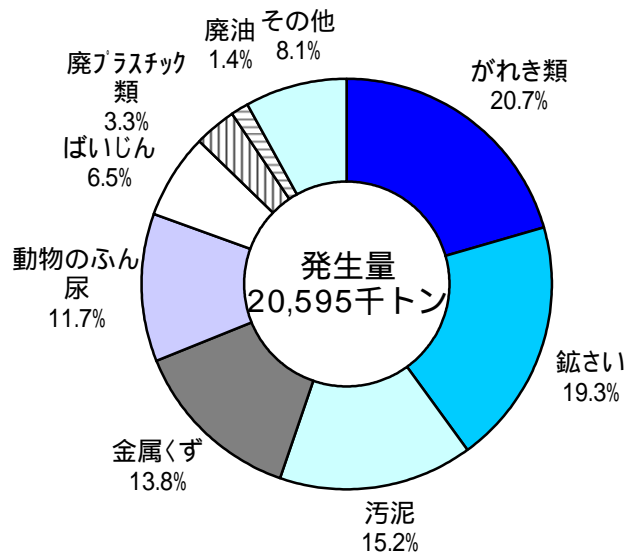


図 14 種類別発生状況 (平成 16 年度)

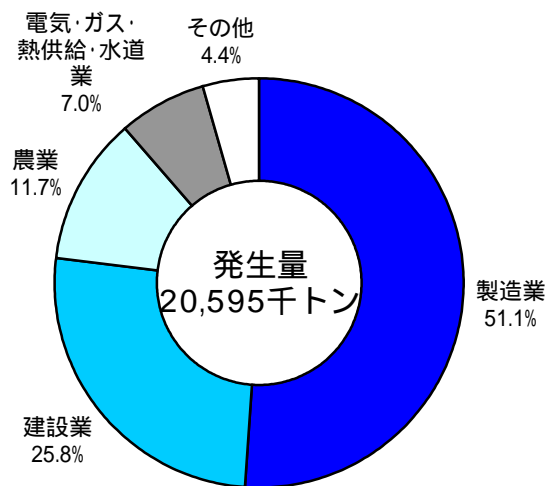
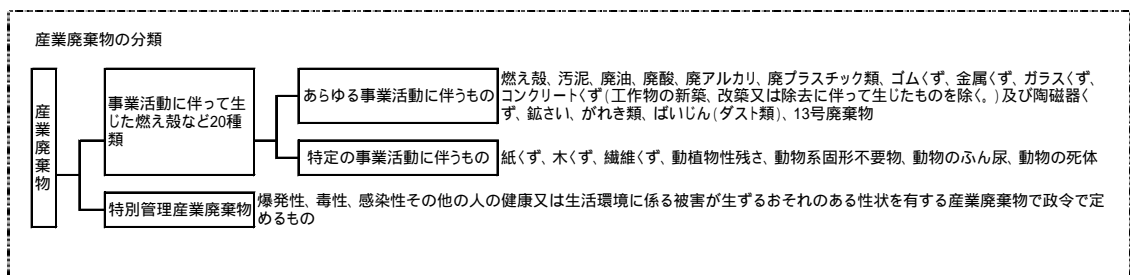


図 15 業種別発生状況 (平成 16 年度)



また、平成 16 年度の処理、処分、資源化の状況をみると、資源化量は 14,732 千トン、減量化量は 4,442 千トン、最終処分量は 1,413 千トンとなっている。

最終処分量を中間処理後のものと、直接最終処分されるものに分けると、最終処分量の 29.9% に当たる 422 千トンが中間処理されることなく直接最終処分されている（図 16）。

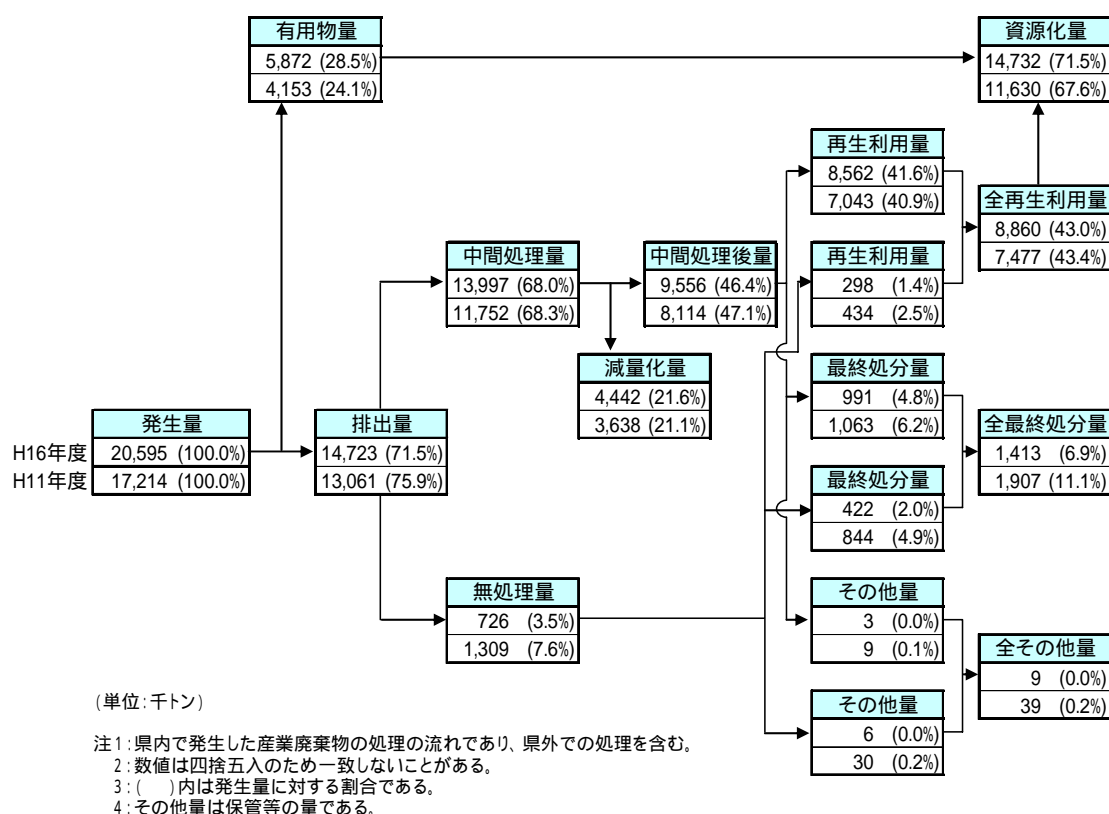


図 16 産業廃棄物の処理の流れ

発生量・有用物量・排出量・減量化量・再生利用量・資源化量・最終処分量・その他量

発生量：事業所内等で発生した不用物のうち廃棄物量及び有用物量
 有用物量：発生量のうち、中間処理せずに自ら利用又は有償で売却したものの量
 排出量：発生量のうち、有用物量を除いた廃棄物量
 減量化量：排出量のうち、脱水、乾燥、焼却等の中間処理による減少量
 再生利用量：排出量のうち、直接又は中間処理後、再生利用（再生資源）したものの量
 資源化量：有用物量と再生利用量の合計
 最終処分量：排出量のうち、直接又は中間処理後、埋立処分したものの量
 その他量：保管等の量

排出量 = 発生量 - 有用物量 = 減量化量 + 再生利用量 + 最終処分量 + その他量
 資源化量 = 有用物量 + 再生利用量

次に、産業廃棄物量の推移を、昭和54年度から5年ごとにみると、発生量は増加傾向にあるが、最終処分量は減少傾向にある。これは産業廃棄物の資源化量、減量化量が増加したためである（図17）。

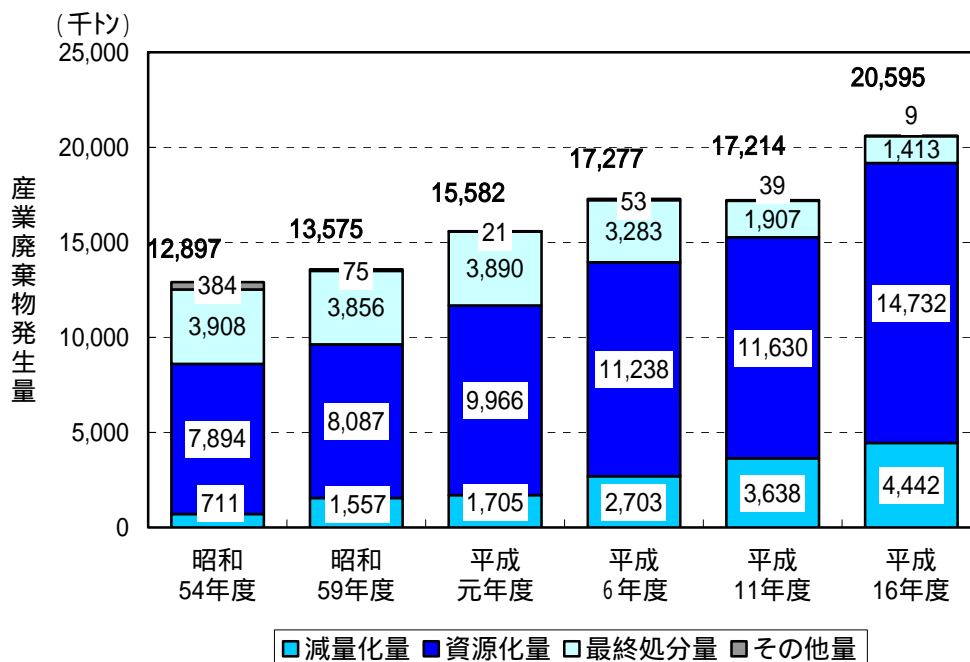


図17 産業廃棄物の処理・処分状況の推移

本県の産業廃棄物排出量（14,723千トン）は、平成15年度の全国の産業廃棄物排出量（約412百万トン）の3.6%に、最終処分量（1,413千トン）は全国最終処分量（約30百万トン）の4.7%に当たり、製造品出荷額等が全国の12.9%であること（表2）からみて、産業活動に比べて排出量や最終処分量は少ないものとなっている。

（2）資源化、中間処理の状況

平成16年度の資源化量は14,732千トンであり、平成11年度の11,630千トンに比べ26.7%増加している。種類別に比較すると、汚泥が74.0%、鉞さいが34.8%、がれき類が33.4%、金属くずが26.6%それぞれ増加しており、ばいじんが2.8%減少などとなっている（図18）。

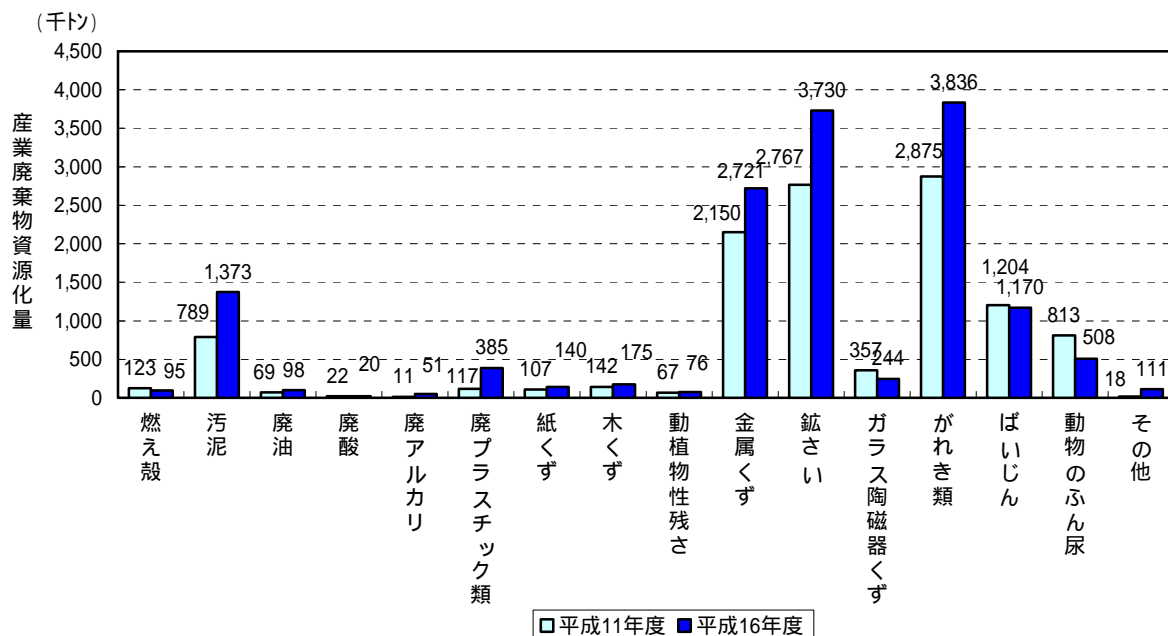


図 18 産業廃棄物の種類別の資源化量

ア 業種別の資源化、減量化の状況

平成 16 年度の発生量について主な業種別の資源化、減量化の状況を見ると、減量化率は、農業が発生量の 79.0% で最も高く、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が 28.2% となっている。

平成 3 年に施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」により、製造業、建設業における特定品目について資源化が促進されており、本法は平成 12 年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)に改正され、その後逐次資源化の対象品目が拡大されるなど資源化が促進されている。

資源化率(発生量に対する資源化量の割合)は、建設業が発生量の 86.6% を占め、次いで製造業が 78.6%、電気・ガス・熱供給・水道業が 59.2% となっている。

平成 11 年度と比較すると、製造業は資源化率、減量化率(発生量に対する減量化量の割合)ともに増加した結果、最終処分率(発生量に対する最終処分量の割合)は 5.3% と減少している。建設業は減量化率は減少したが、資源化率の増加により、最終処分率は 8.6% と減少している。電気・ガス・熱供給・水道業は、資源化率が減少したが、減量化率の増加により、最終処分率は 12.6% と減少している。

いずれの業種も、平成 11 年度に比べ最終処分率が減少している(表 4)。

表4 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

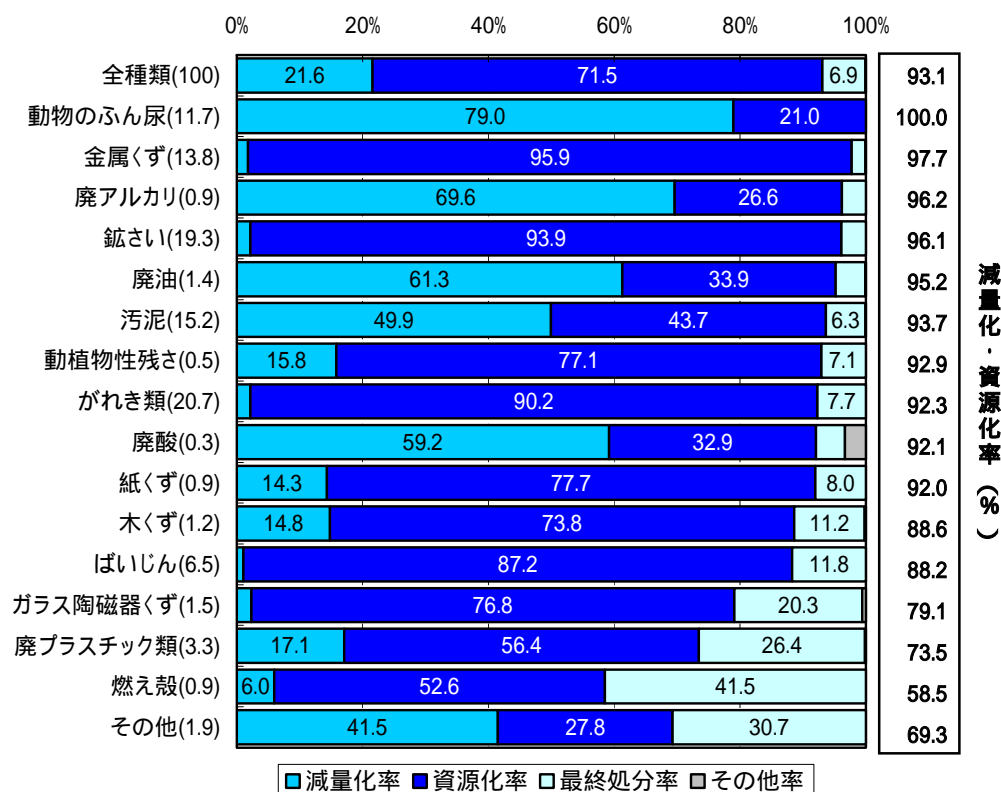
単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量	資源化量		有用物量		再生利用量		最終処分量	その他量
製造業	H16	10,518	1,688 (16.0%)	8,264 (78.6%)	5,633 (53.6%)	2,631 (25.0%)			561 (5.3%)	5 (0.1%)	
	H11	8,619	1,093 (12.7%)	6,588 (76.4%)	3,931 (45.6%)	2,657 (30.8%)			927 (10.8%)	11 (0.1%)	
建設業	H16	5,312	257 (4.8%)	4,600 (86.6%)	71 (1.3%)	4,528 (85.2%)			455 (8.6%)	0 (0.0%)	
	H11	4,553	575 (12.6%)	3,348 (73.5%)	102 (2.3%)	3,246 (71.2%)			618 (13.6%)	12 (0.3%)	
農業	H16	2,414	1,907 (79.0%)	508 (21.0%)	- (-)	508 (21.0%)			- (-)	0 (0.0%)	
	H11	2,464	1,645 (66.8%)	815 (33.0%)	- (-)	815 (33.0%)			2 (0.1%)	2 (0.1%)	
電気・ガス・熱供給・水道業	H16	1,452	410 (28.2%)	859 (59.2%)	141 (9.7%)	718 (49.5%)			183 (12.6%)	0 (0.0%)	
	H11	1,183	264 (22.3%)	743 (62.8%)	114 (9.6%)	629 (53.2%)			174 (14.7%)	2 (0.2%)	
その他	H16	898	181 (20.1%)	501 (55.8%)	27 (3.0%)	475 (52.8%)			213 (23.7%)	3 (0.3%)	
	H11	395	61 (15.4%)	136 (34.4%)	6 (1.5%)	130 (32.9%)			186 (47.1%)	12 (3.1%)	
合計	H16	20,595	4,442 (21.6%)	14,732 (71.5%)	5,872 (28.5%)	8,860 (43.0%)			1,413 (6.9%)	9 (0.0%)	
	H11	17,214	3,638 (21.1%)	11,630 (67.6%)	4,153 (24.2%)	7,477 (43.4%)			1,907 (11.1%)	39 (0.2%)	

注1: ()は発生量に対する割合を示す。
 2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

イ 種類別の資源化、減量化の状況

平成16年度の発生量に対する減量化・資源化率が高い廃棄物は、動物のふん尿(100.0%)、金属くず(97.7%)、廃アルカリ(96.2%)、鋳さい(96.1%)、廃油(95.2%)、汚泥(93.7%)、動植物性残さ(92.9%)、がれき類(92.3%)、廃酸(92.1%)、紙くず(92.0%)等で、全種類では93.1%となっている(図19)。



注1: ()は各廃棄物が全発生量に占める割合を示す。
 2: 割合の小さいものは数値の表示を一部省略した。
 3: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図19 産業廃棄物の種類別の処理・処分状況(平成16年度)

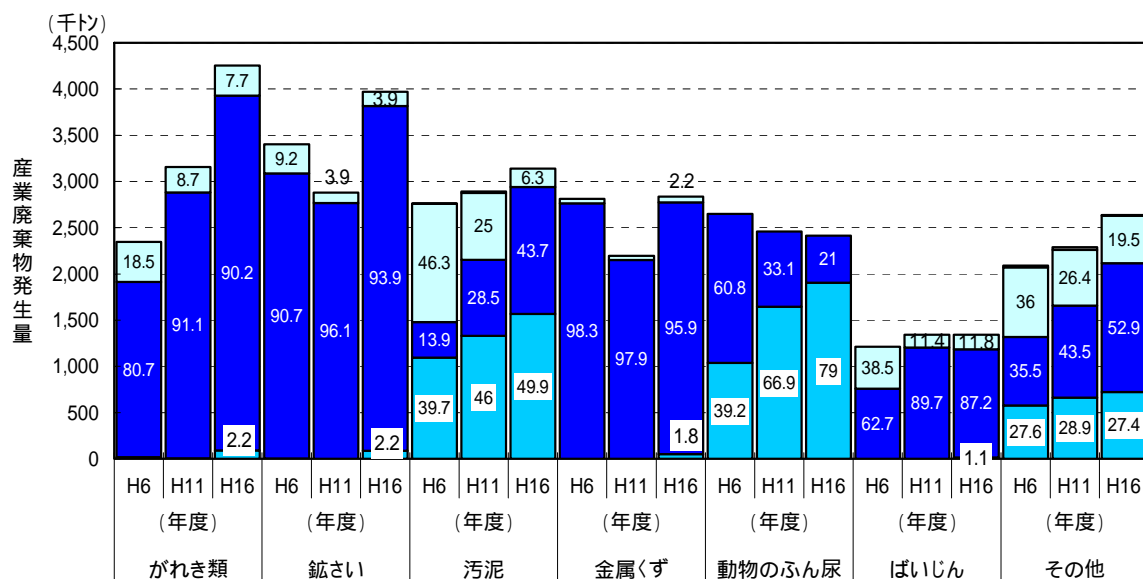
資源化率で見ると、金属くず（95.9%）、鉱さい（93.9%）、がれき類（90.2%）等で高くなっている一方で、廃アルカリ（26.6%）、廃酸（32.9%）、廃油（33.9%）等は低い状況である。

種類別に処理状況の推移をみると、汚泥は発生量が増加しているが、減量化量も増加しており、減量化率は平成11年度に46.0%であったが、平成16年度には49.9%に増加している。

動物のふん尿は発生量が減少しているが、減量化率は平成11年度に66.9%であったものが、平成16年度には79.0%に増加しており、堆肥化等の中間処理が進んできたことを示している。

がれき類は発生量のほとんどが資源化されており、資源化率は平成11年度に91.1%であったが、平成16年度には90.2%で横ばいである。

また、鉱さい、金属くず、ばいじんも発生量のほとんどが資源化されており、平成11年度から平成16年度にかけて資源化率は横ばいである（図20）。



注1: 数値はそれぞれの割合 (%) を示す。
 注2: 割合の小さいものは数値の表示を一部省略した。
 注3: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

■ 減量化量 ■ 資源化量 □ 最終処分量 □ その他量

図20 処理状況の経年変化

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

再生利用、減量化のため行う中間処理の実施主体を、排出事業者自らの処理(以下「自社処理」という。)と処理業者への委託処理に分けると、平成16年度の中間処理量13,997千トンについては、自社処理が37.0%、委託処理が63.0%となっている(図21)。

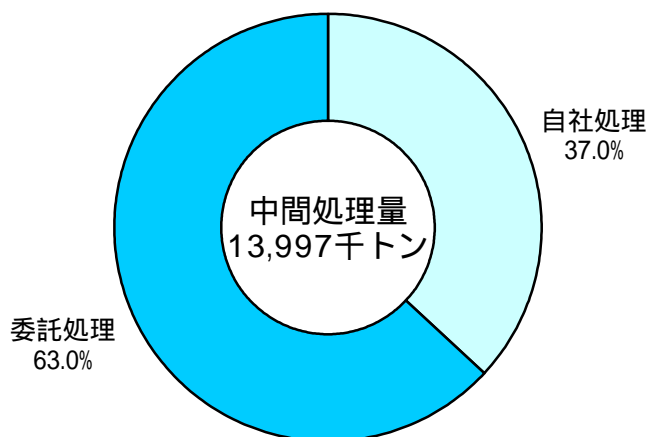
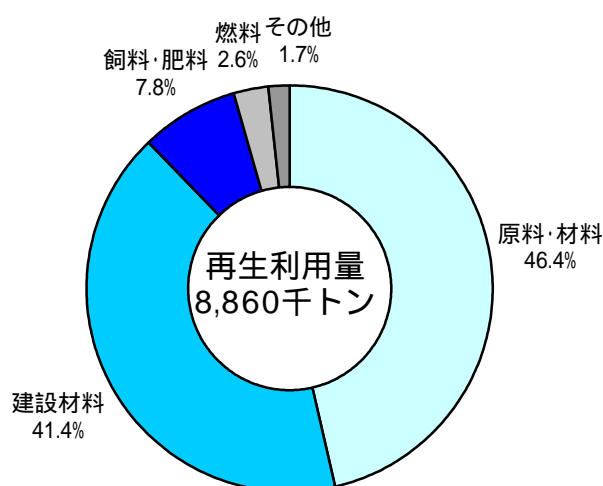


図21 中間処理の自社処理、委託処理状況(平成16年度)

エ 再生利用の状況

平成16年度に再生利用された量は8,860千トンで、その再生利用の用途は、原料・材料が46.4%で最も多く、次いで、建設材料が41.4%、飼料・肥料が7.8%、燃料が2.6%となっている(図22)。



注:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図22 産業廃棄物の再生利用の用途(平成16年度)

再生利用率(発生量に対する再生利用量の割合)が高いものは、がれき類が87.8%、ガラス陶磁器くずが70.2%、木くずが68.6%、動植物性残さが68.4%、ばいじんが57.5%、廃プラスチック類が48.8%、汚泥が43.4%となっている。

再生利用率が低いものは、金属くずが12.5%、紙くずが19.4%、鉋さいが24.9%、廃アルカリが26.3%となっている(図23)。

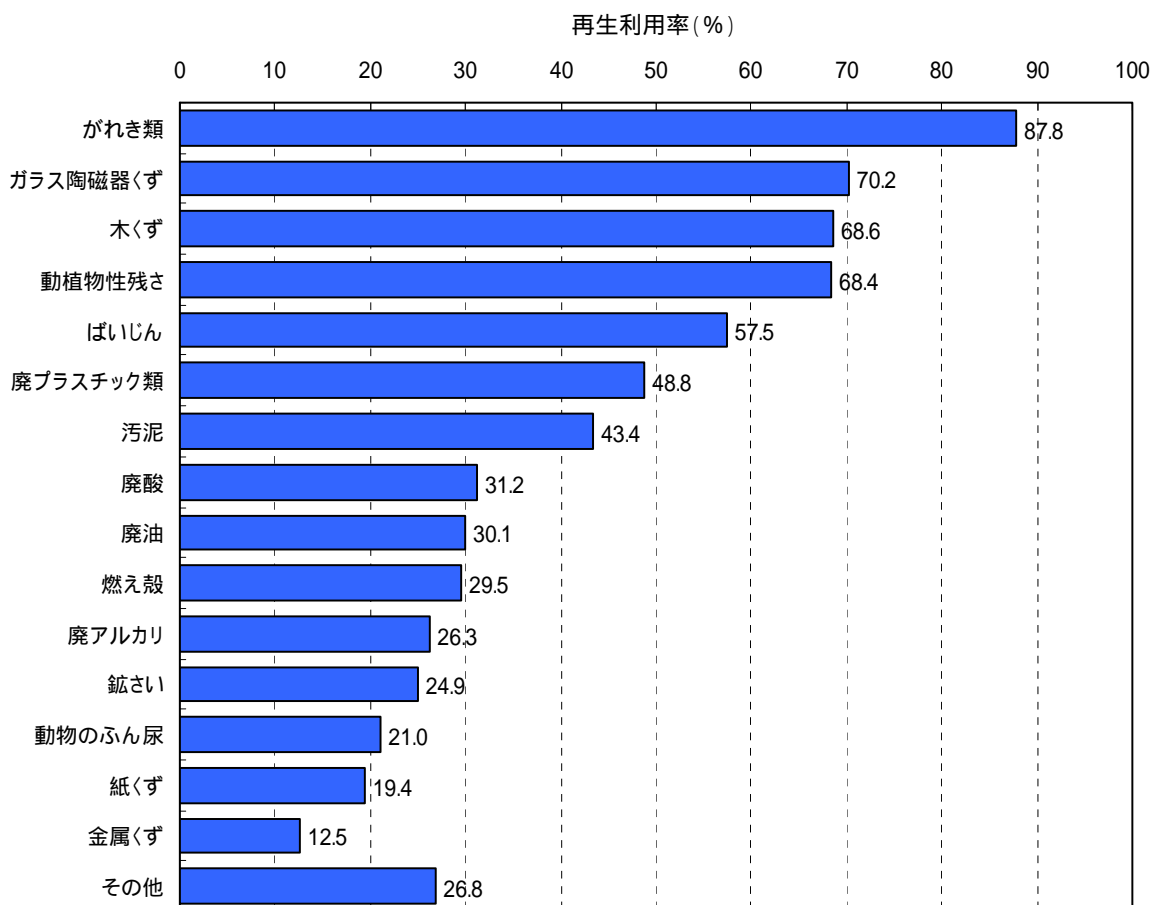


図23 産業廃棄物の種類別の再生利用率(平成16年度)

(3) 最終処分状況

ア 種類別の最終処分の状況

平成 16 年度の最終処分量は 1,413 千トンであり、平成 11 年度の 1,907 千トンに比べ 25.9% 減少している。種類別には、鉱さいが 40.0%、がれき類が 24.0% それぞれ増加しており、汚泥が 71.0%、ガラス陶磁器くずが 70.0%、燃え殻が 41.4%、廃プラスチック類が 29.1% それぞれ減少している (図 24)。

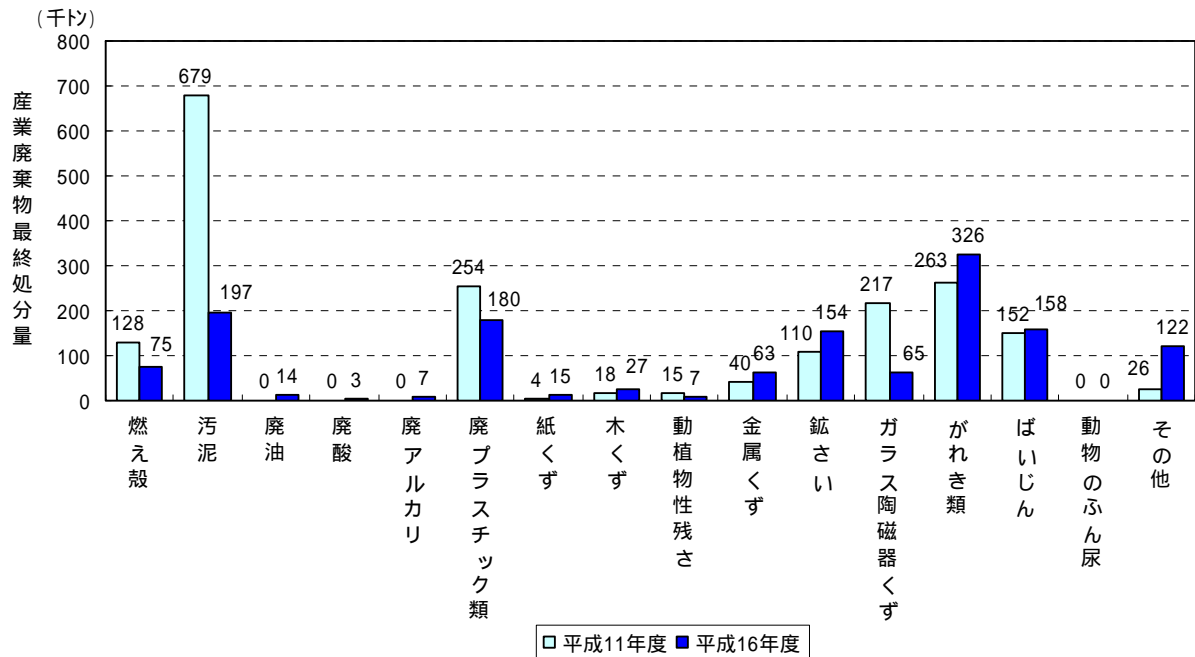
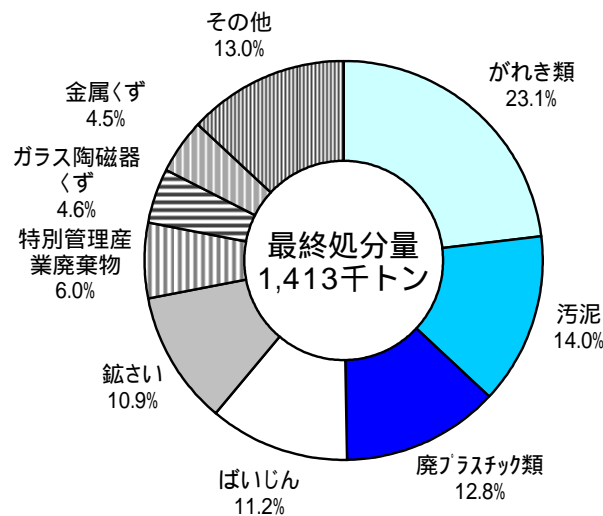


図 24 産業廃棄物の種類別の最終処分量

最終処分量の内訳は、がれき類が 23.1%、汚泥が 14.0%、廃プラスチック類が 12.8%、ばいじんが 11.2%、鉱さいが 10.9%、特別管理産業廃棄物が 6.0% であり、この 6 種類で全体の 78.0% を占めている (図 25)。



注: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図 25 産業廃棄物の種類別の最終処分状況 (平成 16 年度)

また、種類別の最終処分率の推移をみると、汚泥は平成 11 年度には 25.0%が最終処分されていたが、平成 16 年度には 6.3%に減少している。ばいじんについては、平成 6 年度の 38.5%から平成 11 年度の 11.4%に大幅に下がり、平成 16 年度には 11.8%と横ばいとなっている（図 20）。

イ 最終処分の自社処分、委託処分の状況

平成 16 年度の最終処分量 1,413 千トン、を、排出事業者自らの処分（以下「自社処分」という。）と処理業者への委託処分の別をみると、自社処분이 13.5%、委託処분이 86.5%となっている。

最終処分は、中間処理に比べて自社処分される比率が低く、処理業者へ委託処分される比率が高くなっている（図 26）。

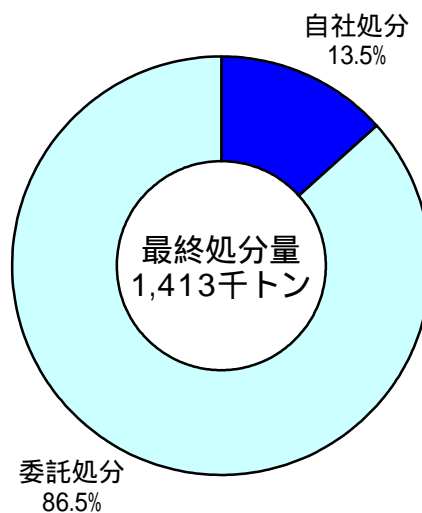


図 26 最終処分の自社処分、委託処分状況（平成 16 年度）

（４）県外移出入の状況

平成 16 年度に県外で処理・処分された産業廃棄物は 1,458 千トンで、平成 11 年度の 1,295 千トンに比べ、12.6%増加している。その移出状況を東海 3 県についてみると、岐阜県へ 29.5%、三重県へ 15.3%、静岡県へ 5.6%となっている。移出状況を中間処理と最終処分に分けると、中間処理目的で移出されたものは 1,173 千トン、最終処分目的で移出されたものは 285 千トンである。

また、県外から県内に移入され、処理・処分された産業廃棄物は 1,026 千トンで、平成 11 年度の 1,192 千トンと比べ、13.9%減少している。その移入状況を東海 3 県についてみると、岐阜県から 18.5%、三重県から 32.5%、静岡県から 21.0%となっている。移入状況を中間処理と最終処分に分けると、中間処理目的で移入されたものは 920 千トン、最終処分目的で移入されたものは 106 千トンである（図 27、図 28）。

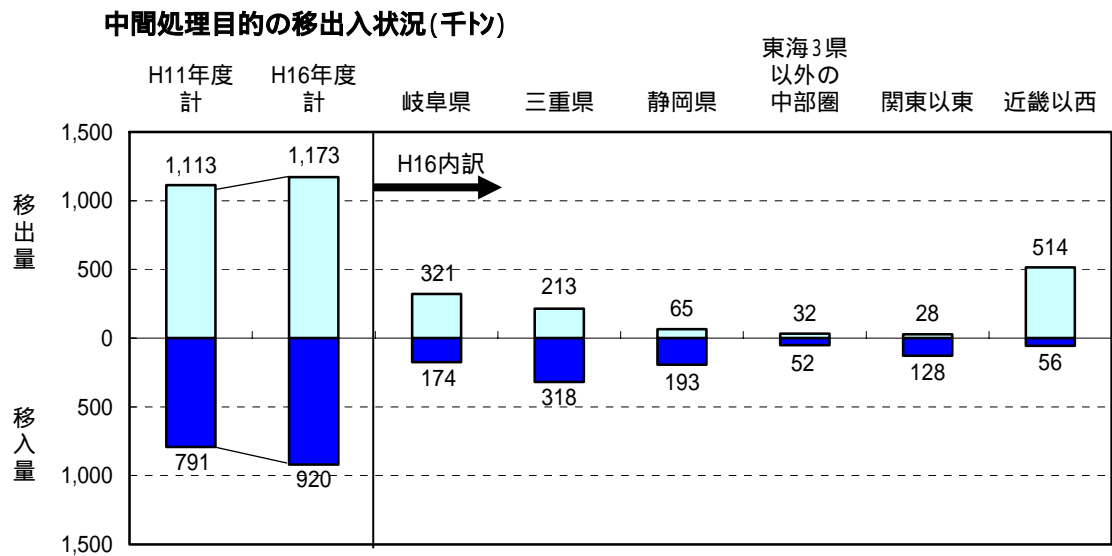


図 27 産業廃棄物の県内外への移出入状況（中間処理目的）（平成 16 年度）

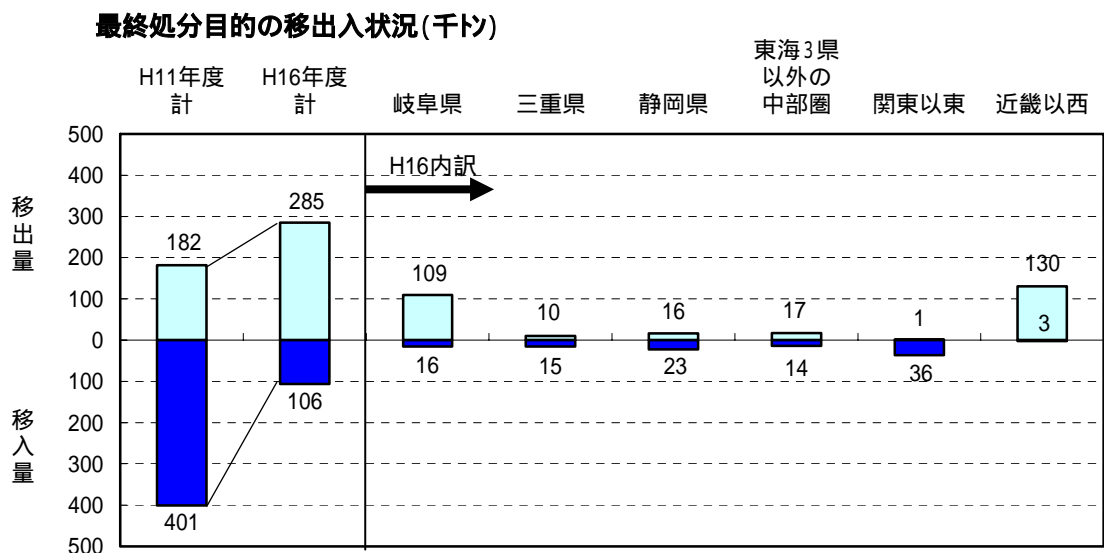
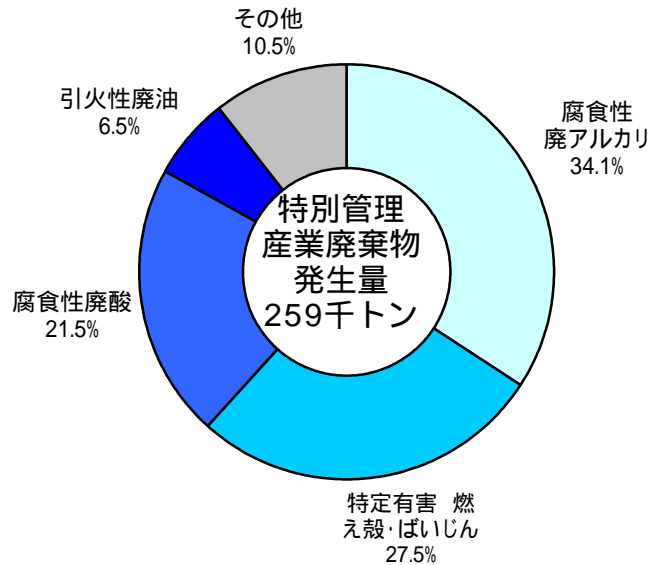


図 28 産業廃棄物の県内外への移出入状況（最終処分目的）（平成 16 年度）

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

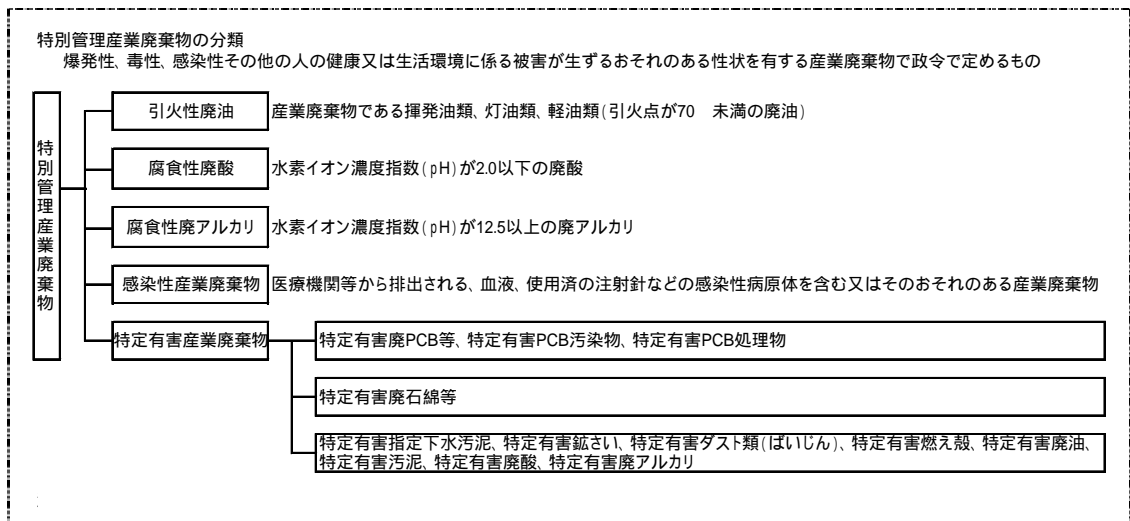
平成 16 年度の特別管理産業廃棄物の発生量は 259 千トンであり、これを種類別にみると、腐食性廃アルカリが 34.1%、特定有害産業廃棄物の燃え殻・ばいじんが 27.5%、腐食性廃酸が 21.5%、引火性廃油が 6.5%となっている(図 29)。



注: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図 29 特別管理産業廃棄物の種類別発生量 (平成 16 年度)

平成 16 年度の県内外への移出入状況については、県外への移出量は 117 千トンであり、ほぼ全量が中間処理されている。一方、県内への移入量は 79 千トンであり、ほぼ全量が中間処理されている。



(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設

平成18年3月末現在の許可を受けた中間処理施設の設置数は1,083施設であり、その内訳は汚泥の脱水施設が442施設と最も多く、次いで木くず又はがれき類の破碎施設が314施設となっており、この2施設で全体の69.8%を占めている(表5)。

表5 中間処理施設の設置状況(平成18年3月末現在)

施設名(処理能力)		施設数	処理能力	
中間 処 理 施 設	汚泥	脱水施設(10m ³ /日超えるもの)	442	70,425.8m ³ /日
		乾燥施設(10m ³ /日超えるもの)	11	2,987.6m ³ /日
		乾燥施設(天日)(100m ³ /日超えるもの)	3	376.0m ³ /日
		焼却施設(5m ³ /日超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	35	2,016.8m ³ /日
	廃油	油水分離施設(10m ³ /日超えるもの)	14	1,206.0m ³ /日
		焼却施設(1m ³ /日超えるもの、200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	39	1,291.7m ³ /日
	廃酸又は廃アルカリの中和施設(50m ³ /日超えるもの)		7	7,350.0m ³ /日
	廃 プ ラ ス チ ック 類	破碎施設(5t/日超えるもの)	66	5,608.1t/日
		焼却施設(100kg/日超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)	57	1,537.3t/日
	木くず又はがれき類の破碎施設(5t/日を超えるもの)		314	134,007.3t/日
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		3	62.4t/日
	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		5	71.1m ³ /日
	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		3	27.1t/日
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		2	103.0t/日
産業廃棄物の焼却施設(200kg/時以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの)		82	2,453.6t/日	
計		1,083		

イ 最終処分場

平成 18 年 3 月末現在、設置されている産業廃棄物最終処分場は 133 施設であり、そのうちの 75 施設が管理型最終処分場、53 施設が安定型最終処分場、5 施設が遮断型最終処分場である。

また、廃棄物処理法施行規則に基づく報告の集計結果によると、平成 16 年度末の残存容量は 8,591.2 千 m³ であり、その内訳は、管理型が 7,987.5 千 m³、安定型が 591.1 千 m³、遮断型が 12.6 千 m³ である。

さらに、残存容量 8,591.2 千 m³ を平成 16 年度の県内での最終処分量 1,234 千トン (1,413 [県内で発生した廃棄物の最終処分量] - 285 [うち県外へ搬出し埋立] + 106 [県外から搬入され埋立]) で割った値 (1 m³ = 1 トンとする。)(残余年数) は 7.0 年となっている。これは、平成 15 年度末の全国平均値 6.1 年と同程度であり、また、新規許可件数は激減しており、民間単独で大規模な最終処分場を確保することは困難な状況となっている (表 6、表 7)。

なお、産業廃棄物の県内における最終処分量及び残存容量等の推移は図 30 のとおりである。

表 6 最終処分場の設置状況 (平成 18 年 3 月末現在)

残存容量の単位：千 m³

愛知県全域	自社処分場		自社処分場以外		合 計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
遮断型	1	0.1	4	12.5	5	12.6
安定型	3	47.6	50	543.5	53	591.1
管理型	20	2,646.2	55	5,341.3	75	7,987.5
合計	24	2,693.9	109	5,897.3	133	8,591.2

注 1：残存容量については、平成 17 年 3 月末の数値である。

注 2：法対象規模未満を含む。

表 7 最終処分場の設置許可件数の推移

年度 (平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
設置許可件数	12	7	11	9	0	0	1	0	0	0	0

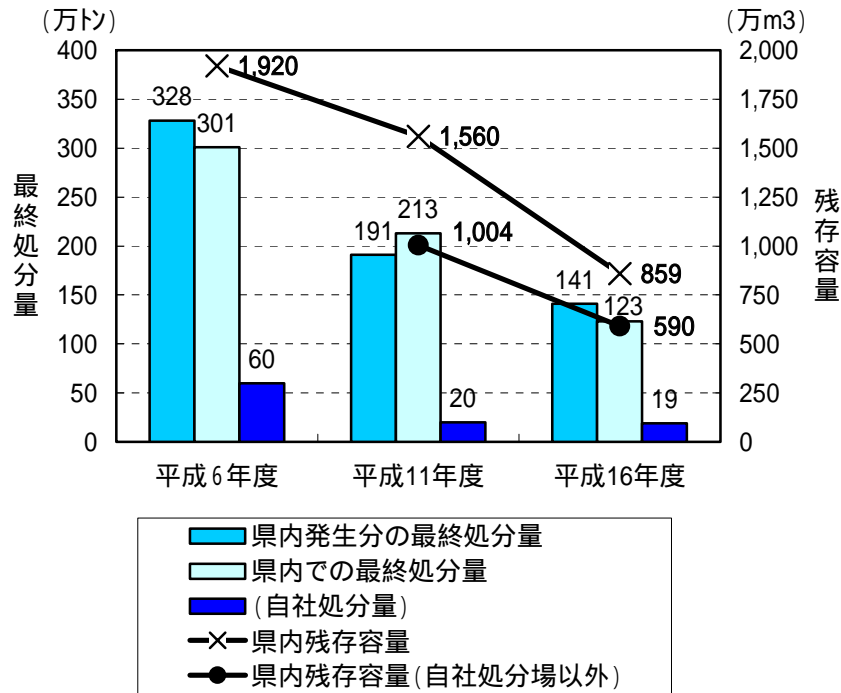


図 30 県内最終処分量及び残存容量等の推移

(7) 処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。）の許可が必要であり、平成 18 年 3 月末現在の産業廃棄物処理業者数は、延べ 23,185 業者、その内訳は、産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 20,448 業者、産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 849 業者、特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う業者が延べ 1,822 業者、特別管理産業廃棄物の処分を行う業者が延べ 66 業者である（表 8）。

表 8 産業廃棄物処理業者数（平成 18 年 3 月末現在）

営業の種類	県知事 許可 (%)	名古屋市長 許可 (%)	豊橋市長 許可 (%)	岡崎市長 許可 (%)	豊田市長 許可 (%)	合計 (%)
産業廃棄物 収集・運搬	5,562 (83.6)	3,302 (88.1)	1,343 (84.4)	5,453 (90.3)	4,788 (93.0)	20,448 (88.2)
産業廃棄物 処 分	529 (7.9)	98 (2.6)	70 (4.4)	61 (1.0)	91 (1.8)	849 (3.7)
特別管理産業廃棄物 収集・運搬	524 (7.9)	336 (9.0)	173 (10.9)	524 (8.7)	265 (5.1)	1,822 (7.9)
特別管理産業廃棄物 処分	40 (0.6)	10 (0.3)	6 (0.4)	3 (0.0)	7 (0.1)	66 (0.3)
合 計	6,655	3,746	1,592	6,041	5,151	23,185

(注)同一業者が県知事と市長許可の両方を取得している場合や、複数の営業の種類許可を取得している場合があるため、合計の業者数は重複がある。

(8) 再生利用業者の指定状況

産業廃棄物の収集・運搬、処分を業として行う場合、都道府県知事等の許可が必要であるが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみを扱う場合は都道府県知事等の指定を受けることにより業を行うことができる。この再生利用業の指定を受けている業者は、平成 18 年 5 月末現在、4 業者である(表 9)。

表 9 再生利用業者の指定状況(平成 18 年 5 月末現在)

業者	種別	取扱品目	再生利用方法
A	再生活用	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)	溶融固化後、二次製品の製造原料として利用
B	再生活用	汚泥(キラ及びその類似物に限る。)	鉱山跡地整備用材料として利用
C	再生活用	汚泥(固化剤を混入)	放水路工事の埋戻材として利用
D	再生活用	がれき類	ふ頭岸壁護岸の裏込材として利用

注：再生輸送業の指定はなし。

(9) 監視・指導の状況

平成 14 年度から平成 17 年度における監視・指導による措置状況は、表 10 のとおりである。平成 17 年度の主な措置状況については、文書による指導が 319 件、業・施設の取消が 18 件で、文書による指導は増加している。

また、平成 17 年度の主な行政処分の内容をみると、業・施設の取消 18 件のうち 8 件は他の自治体で許可取消処分を受けたため、5 件は不法投棄に対するもの、改善勧告については 14 件のうち 8 件が産業廃棄物の処理基準違反や保管基準違反に対するものである(表 11)。

表 10 監視・指導による措置状況

区分 年度	措置状況(件数)						計
	業・施設の取消	停止命令	措置命令	改善命令	改善勧告	その他文書指導	
平成 13	11	4	0	11	34	321	381
平成 14	18	0	6	17	22	301	364
平成 15	7	1	0	0	21	235	264
平成 16	23	0	9	4	34	284	354
平成 17	18	2	1	2	14	319	356

表 11 不適正処理に係る行政処分(平成 17 年度)

区分	件数	主な内容	件数
業・施設の取消	18(18)	他の自治体で許可取消処分を受けたため	8(8)
		不法投棄	5(5)
		委託基準違反	2(2)
		役員が法(廃掃法以外)違反で欠格要件に該当	1(1)
		破産	1(1)
		法人役員が欠格要件に該当	1(1)
停止命令	2(2)	最終処分場の無許可設置違反	2(2)
措置命令	1(0)	産業廃棄物の不適正処理	1(0)
改善命令	2(2)	産業廃棄物の保管基準違反	1(1)
		産業廃棄物処理施設の無許可変更違反	1(1)
改善勧告	14(6)	産業廃棄物の処理基準違反	4(1)
		産業廃棄物の保管基準違反	4(1)
		産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反	1(1)
		管理型最終処分場放流水等のダマ材の類未測定	2(2)
		産業廃棄物処理施設設置又は変更許可違反	2(1)
		不法投棄	1(0)

注:()は産業廃棄物処理業者で内数である。

第3章 廃棄物処理の目標達成状況と課題

1 前計画の目標

愛知県廃棄物処理計画（平成14年度～18年度）（以下、「前計画」という。）における平成18年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化目標は図31及び図32のとおりであり、最終処分量については平成11年度に対して一般廃棄物は33%削減、産業廃棄物は26%削減することを目標としている。

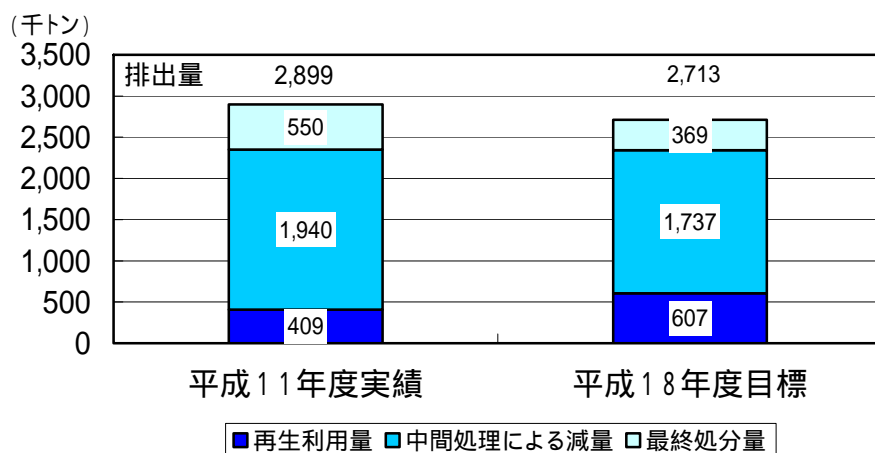
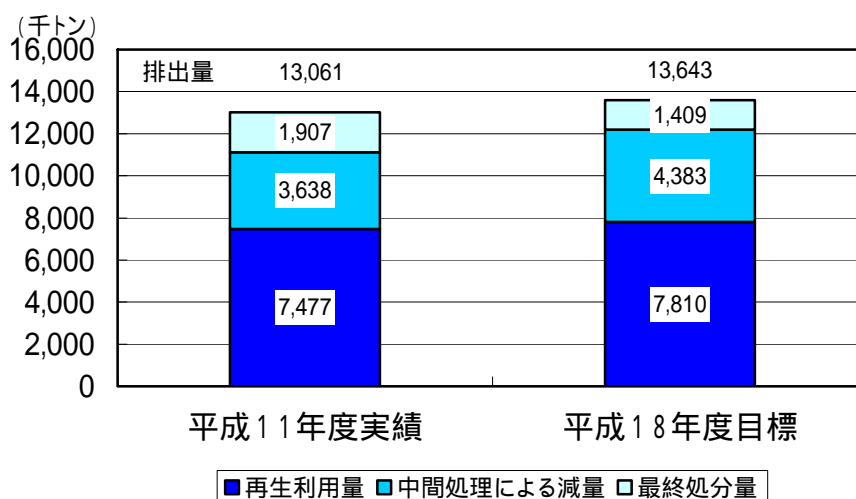


図31 一般廃棄物の減量化の目標（前計画）



注：「その他量」は除く。

図32 産業廃棄物の減量化の目標（前計画）

2 廃棄物の減量化目標の達成状況

前計画における廃棄物の目標値と平成 16 年度の実績値とを比較すると次のとおりである。

(1) 一般廃棄物

前計画における平成 18 年度の減量化目標の達成見込みをみるため、目標値と平成 16 年度実績と比較すると、排出量は目標値に達していないものの、一人一日当たりのごみ排出量は平成 11 年度に比べ 2.7% 減少しており(図 4)、再生利用量及び中間処理による減量は目標値に達している。最終処分量は目標値にほぼ達している(図 33)。

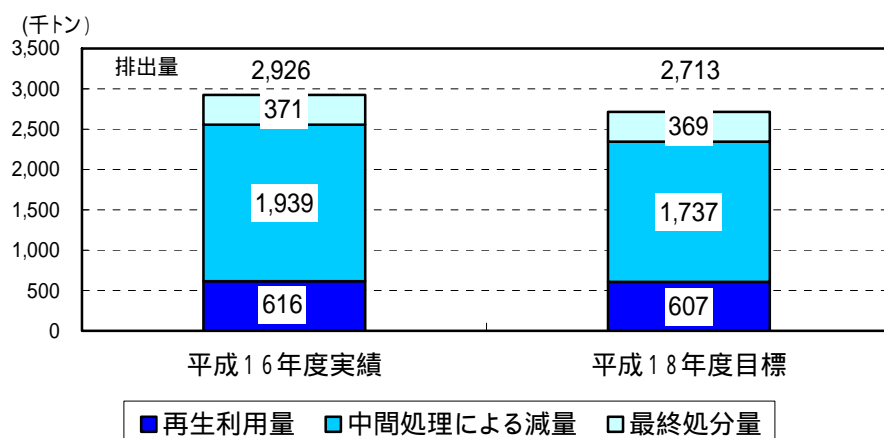
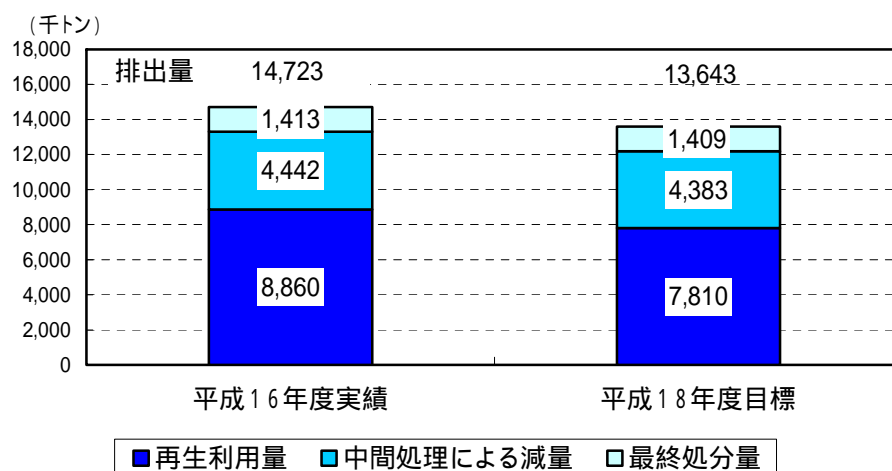


図 33 一般廃棄物の減量化目標値と現況の比較

(2) 産業廃棄物

前計画における平成 18 年度の減量化目標の達成見込みをみるため、目標値と平成 16 年度実績と比較すると、排出量は目標値に達していないものの、再生利用量及び中間処理による減量は目標値に達している。最終処分量は目標値にほぼ達している(図 34)。



注:「その他量」は除く。

図 34 産業廃棄物の減量化目標値と現況の比較

3 廃棄物処理の課題

廃棄物の問題の解決には、循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化・資源化と廃棄物の適正処理を着実に進めることが必要であり、以下の課題がある。

(1) 廃棄物の発生抑制と資源化

廃棄物処理の問題を解決するには、廃棄物の発生を極力減らし、資源化を推進する必要がある。前計画により発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rの推進を始め、廃棄物の減量化、資源化を促進してきた。その成果として、一般廃棄物、産業廃棄物ともに資源化量や中間処理による減量が増大し、最終処分量の減量化目標を達成する見込みとなっている。今後は更なる目標を掲げ引き続き、資源循環施策を進め、天然資源の消費を抑制すると同時に環境への負荷ができる限り低減された「循環型社会」の形成を推進していくことが必要である。廃棄物を減らすため、物の流れの各段階(資源投入から、生産、消費、廃棄)において3Rを推進し、その結果として最終処分量を減らしていくことが必要である。

そのためには、県民、事業者等が、その必要性を十分理解し自らの取組を推進するよう意識を高め、また、行動することが求められる。

一般廃棄物については、分別収集の効率化やリサイクル施設の整備により再資源化、熱回収の推進や焼却残さ等の資源化が、また、増加傾向にある事業系一般廃棄物についてはより一層の減量化が必要である。

県民の日常生活において3Rの実践的な取組を進めるとともに、県民が3Rに取り組みやすい製品を供給するため、設計段階・仕入れ段階から取組が必要である。

これまでリサイクルが中心に進められてきた事業活動については、資源循環として優先順位の高い発生抑制(リデュース)にも重点を置いた取組が必要である。このためには、従来型の廃棄、処理・処分の段階の取組だけでなく、資源の投入、生産、販売・購入の各段階において廃棄物の発生を抑制する取組が必要である。

さらに、廃棄物の抑制には、規制的手法だけではなく、経済的手法として、経済的な負担による産業廃棄物の削減に対するインセンティブ・意識付けと、得られた税収入の活用による減量化・資源化の促進や処理施設の整備促進などの両面の効果を有する税制度が有効とされている。これを踏まえて、本県では平成18年度から産業廃棄物の最終処分量に応じて課税する産業廃棄物税を導入した。今後は、税の導入の効果の把握や減量化・資源化への効果的な活用が必要である。

(2) 循環ビジネスの促進

良好な環境の維持と持続的な経済成長の両立を図っていくことが、21世紀の大きな課題となっている。そのためには、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型の社会システムを作っていく必要がある。とりわけ、モノづくり県である本県においては、廃棄物を原料として、より付加価値の高い

製品を、より環境負荷の低い工程によって生産する先導的な循環ビジネスを創出し、その普及・拡大を促進していく必要がある。

また、廃棄物を資源化・再生利用するには、廃棄物の排出段階において、分別、破碎その他の工程を経て資源化できるものを回収することをはじめ、これを活用していくことが必要であり、その事業化及び拡大が、資源化量・再生利用量を増大させ、廃棄物最終処分量の減少を促進することとなる。

このため、循環ビジネスの創出や拡大又は事業化を支援するとともに、支援に当たっては産業廃棄物税を活用することも必要である。

(3) 廃棄物の適正処理と監視指導

廃棄物は、できる限り減量化、資源化を行うが、それでもなお残るものについては廃棄物として適正に処理することが必要である。しかし、一部の心ない排出事業者や処理業者等による不法投棄等の不適正処理が、廃棄物処理に対する県民の不信感を招き、廃棄物処理施設の設置等をめぐる反対運動が生じるなど新たな施設整備が困難となっている。

このため、悪質化、巧妙化する産業廃棄物の不適正処理に対して厳格な措置を講じる一方で、廃棄物処理に対する県民の信頼回復と廃棄物の適正処理の推進のため、排出事業者等が廃棄物の取扱いに当たって法令を遵守するよう指導することはもとより、優良事業者を育成することが求められる。

また、不法投棄等の不適正処理の未然防止やその早期是正を図るため、監視・指導体制の充実や産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の電子化を進めるとともに、排出事業者の処理責任を徹底していく必要がある。

廃棄物最終処分場については、その確保だけでなく、環境への負荷とならないよう、適正な管理はもとより情報提供などによる埋立終了後の跡地利用の安全確保の取組が必要である。

(4) 廃棄物処理施設の整備

発生した廃棄物の適正な処理を行うには環境に配慮した安全で安心な廃棄物処理施設の確保が必要不可欠である。

産業廃棄物については、排出事業者が自らの責任により適正処理の確保を図ることが原則であるが、最終処分場など必要な処理施設を新たに確保することが極めて困難な状況になっていることから、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要と認められる場合は、公共関与により「廃棄物処理センター制度」を活用した最終処分場などの整備の検討が必要である。

また、一般廃棄物については、市町村又は広域的な市町村圏における施設整備の推進が必要である。

さらに、廃棄物の再使用、再生利用を促進し循環型社会の実現に向け、リサイクル施設を含めた廃棄物処理施設の整備促進が必要である。

(5) 環境学習等の推進

循環型社会の形成や廃棄物処理に対する理解、協力等を促進するため、廃棄物の資源化及び適正処理に関する情報の収集とともに廃棄物処理状況の把握に努め、それらの情報を県民や事業者に対して的確に提供する必要がある。

また、県民及び事業者の幅広い自主的な取組を促進するため、環境学習及び広報活動等により知識の普及及び意識の高揚を図ることが必要である。

第4章 廃棄物処理の目標の設定

1 廃棄物処理の目標

廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、本計画の重点とする減量化の目標は次のとおりとする。

一人一日当たり処理しなければならないごみの量は、平成16年度に対して約21%減らし、720gとする。

最終処分量について、平成16年度に対して一般廃棄物(ごみ)は約21%、産業廃棄物は約21%削減する。

排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物(ごみ)について約29%、産業廃棄物について約60%とする。

「一人一日当たり処理しなければならないごみの量」

一般廃棄物(ごみ)の一年間の全排出量から、集団回収量及び資源ごみ量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。平成11年度の実績は1,007g、16年度は913gであったことから、約21%減の目標は、720gになる。

2 目標値の設定方法

廃棄物の減量化目標を設定するため、一般廃棄物(ごみ)及び産業廃棄物については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(改正平成17年5月26日環境省告示第43号。以下「国の基本方針」という。)に即した平成22年度目標を見据えた予測及び市町村又は事業者に対する将来の発生量等のアンケート調査結果を踏まえた予測を行い、比較のうえ本計画の数値目標である減量化目標を設定した(予測値、予測方法は、参考資料参照)。

なお、廃棄物処理法により定められた国の基本方針は、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、平成11年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、現状を平成9年度、目標年度を平成22年度とし、最終処分量をおおむね半分に削減することなどを目標としている。

(参考)国の基本方針に記載されている廃棄物の減量化の目標

	一般廃棄物の減量化の目標量	産業廃棄物の減量化の目標量
排出量	約93%に削減する	増加を約12%に抑制する
再生利用量	約2倍に増加させる	約1.3倍に増加させる
最終処分量	約53%に削減する	約45%に削減する

注:一般廃棄物、産業廃棄物とも平成9年度に対する平成22年度の数値。

出典:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(改正平成17年5月26日環境省告示第43号)の参考から作成。

(1) 一般廃棄物(ごみ)

ア 予測結果

(ア) 国の基本方針に即した予測

国の基本方針に即した平成 22 年度の目標値を達成するものとし、その傾向がその後も続くものとして減量化状況を予測した(表 12)。

平成 23 年度における排出量は、2,633 千トンで、平成 16 年度実績の約 10% 減となり、再生利用量が 632 千トン、減量化量が 1,682 千トンで、最終処分量については 319 千トンで平成 16 年度実績の約 14% 減と予測された。

表 12 一般廃棄物の予測(国の基本方針に即した予測)

(単位 千トン)

年 度	排出量		再生利用量		中間処理による減量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	減量	割合	処分量	割合
平成 16 年度	2,926	100%	616	100%	1,939	100%	371	100%
(平成 22 年度)	2,677	91%	642	104%	1,711	88%	324	87%
平成 23 年度	2,633	90%	632	103%	1,682	87%	319	86%

(注) 1: 排出量等の割合は平成 16 年度を 100 とした場合のもの。

2: 排出量には集団回収を含む。

3: 四捨五入により合計値が合わない場合がある。

(イ) 市町村に対するアンケート調査結果を踏まえた予測

市町村の廃棄物処理には、国の基本方針の考えが踏まえられ地域の事情が反映されていると考えられることから、市町村における処理の見通しを反映させるため、市町村に対する将来処理量などの調査結果を踏まえて予測した。このうち、排出量については、一人一日当たり処理しなければならないごみの量を、平成 16 年度に対して約 21% 減らすことなどにより、一人一日当たりのごみ排出量を平成 16 年度に対して約 10% 減らしたうえで、将来人口の伸びを考慮し予測した(表 13)。

平成 23 年度における排出量は、2,713 千トンで、平成 16 年度実績の約 7% 減となり、再生利用量が 792 千トン、減量化量が 1,628 千トンで、最終処分量については 293 千トンで平成 16 年度実績の約 21% 減と予測された。

表 13 一般廃棄物の予測(市町村に対するアンケート調査結果を踏まえた予測)

(単位 千トン)

年 度	排出量		再生利用量		中間処理による減量		最終処分量	
	排出量	割合	再生利用量	割合	減量	割合	処分量	割合
平成 16 年度	2,926	100%	616	100%	1,939	100%	371	100%
平成 23 年度	2,713	93%	792	129%	1,628	84%	293	79%

(注) 1: 排出量等の割合は平成 16 年度を 100 とした場合のもの。

2: 排出量には集団回収を含む。

3: 四捨五入により合計値が合わない場合がある。

イ 一般廃棄物の減量化目標の設定

国の基本方針に即した予測では、本県の将来人口の伸びを考慮がされていないこと、一方、市町村に対するアンケート調査結果を踏まえた予測では地域事情が反映されることを踏まえて、目標値は、平成 23 年度の予測結果を比較のうえ、最終処分量を減らすことに重点を置いて、市町村に対するアンケート調査結果を踏まえた予測結果を採用する。

平成 23 年度の減量化目標は、最終処分量を平成 16 年度に対して約 21% 削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約 29% とする（図 35）。

また、一人一日当たり処理しなければならないごみの量は、平成 16 年度に対して約 21% 減らし、720 g とする。

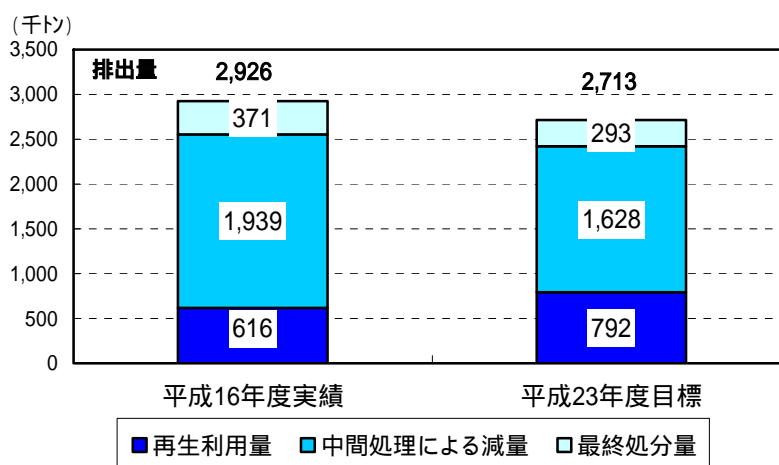


図 35 一般廃棄物の減量化目標

(2) 産業廃棄物

ア 予測結果

(ア) 国の基本方針に即した予測

国の基本方針に即した平成 22 年度の目標値を達成するものとし、その傾向が 23 年度まで伸びるとして予測した（表 14）。

平成 23 年度における排出量は、13,850 千トンで、平成 16 年度実績の約 6% 減となり、再生利用量が 8,338 千トン、減量化量が 4,389 千トンで、最終処分量については 1,115 千トンで平成 16 年度実績の約 21% 減と予測された。

表 14 産業廃棄物の予測（国の基本方針に即した予測）

(単位 千トン)

年度	排出量		再生利用量		中間処理による減量		最終処分量	
平成 16 年度	14,723	100%	8,860	100%	4,442	100%	1,413	100%
(平成 22 年度)	13,975	95%	8,413	95%	4,428	100%	1,125	80%
平成 23 年度	13,850	94%	8,338	94%	4,389	99%	1,115	79%

(注) 1: 排出量等の割合は平成 16 年度を 100 とした場合のもの。

2: その他量（保管量）は少量のため記載を省略した。

(イ) 事業者に対するアンケート調査結果を踏まえた予測

事業者による排出抑制や資源化を考慮するため、事業者に対しての将来排出量等の調査結果をもとに予測した(表15)。

目標年度である平成23年度における排出量は、14,307千トンで、平成16年度実績の約3%減となり、再生利用量が8,610千トン、減量化量が4,433千トンで、最終処分量については1,255千トンで平成16年度実績の約11%減と予測された。

表15 産業廃棄物の予測(事業者に対するアンケート調査結果を踏まえた予測)

(単位 千トン)

年度	排出量		再生利用量		中間処理による減量		最終処分量	
平成16年度	14,723	100%	8,860	100%	4,442	100%	1,413	100%
平成23年度	14,307	97%	8,610	97%	4,433	100%	1,255	89%

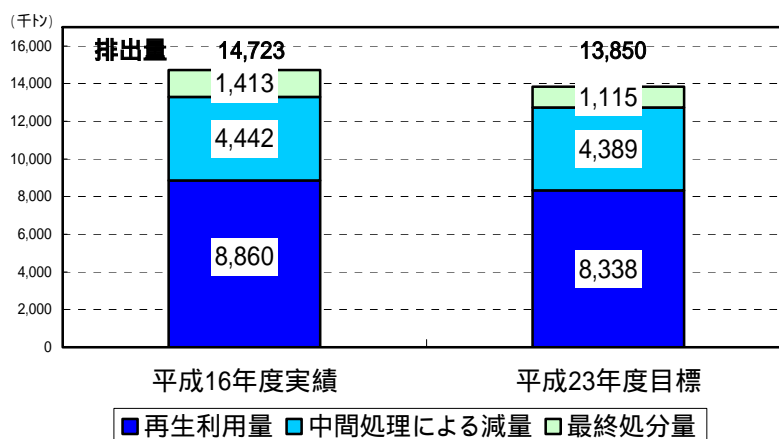
(注)1:排出量等の割合は平成16年度を100とした場合のもの。

2:その他量(保管量)は少量のため記載を省略した。

イ 産業廃棄物の減量化目標の設定

産業廃棄物の予測は、事業者に対するアンケート調査結果をもとにしているが、事業者においては、減量化、資源化等に関し新たな対策について検討中である場合が少なくないことから、更なる削減が期待できると考えられるため、目標値は、平成23年度の予測結果を比較のうえ、最終処分量を減らすことに重点を置いて、国の方針に即した予測結果を採用する。

平成23年度の減量化目標は、最終処分量を平成16年度に対して約21%削減、排出量に対する再生利用量の割合を約60%とする(図36)。



注:「その他量」は除く。

図36 産業廃棄物の減量化目標

第5章 施策の展開

1 施策の方針

廃棄物処理の問題は、日常生活や経済活動から発生する廃棄物による環境への負荷が著しくなったことから生じているもので、その解決には環境への負荷の少ないライフスタイルや経済活動のあり方へとシフトしていくことが必要である。そして、天然資源の消費の少ない持続可能で、環境への負荷の低減された循環型の社会を形成していくことが求められる。また、こうした対応をとっても排出される廃棄物については、適正な処理を行い、不法投棄等の不適正処理の防止の推進を図る必要がある。

このため、本計画では次の方針により施策を推進する。

3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

循環型の社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等と協力、連携して効果的で総合的な取組を進めるとともに、県民、事業者の自主的な発生抑制、循環的な利用を促進する。産業廃棄物税の導入による最終処分量の低減効果を把握しつつ、その活用により廃棄物の減量化・資源化、不適正処理の防止等を推進する。

循環ビジネスの促進

あいちの産業技術を生かし、先導的な循環ビジネスの振興を図ります

愛知万博の理念を継承・発展させ、資源循環を支えるため、新しい循環ビジネスの創出や循環ビジネスの事業化促進などの取組を推進する。

適正処理と監視指導の徹底

不法投棄を防止し、適正処理を徹底します

不適正な処理を防止し、安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、廃棄物処理法の厳正な運用を図るとともに、不適正処理を許さない地域づくりをめざし県民、事業者、市町村、警察等と連携、協力して不法投棄の未然防止対策を進める。また、不法投棄された廃棄物や過剰保管されている廃棄物については早期撤去を促進する。

廃棄物処理施設の整備の促進

環境に配慮した廃棄物処理施設づくりを目指します

廃棄物の発生量を皆無とすることは困難なため、排出された廃棄物を適正に処理、処分するための施設の整備の促進を図る。特に、最終処分場については、立地のための適地が減少し、産業廃棄物処理への不信感から民間による整備が困難な状況にあることなどから、公共関与による施設の整備、運営を促進する。

環境学習等の推進

環境に配慮した暮らしに関する情報を広く発信し、県民意識の高揚を図ります。循環型社会の形成や3Rの推進に向けた学校や家庭、地域における環境学習、啓発活動を支援し情報提供等を推進する。

2 施策の体系

廃棄物処理の現状、課題及び減量化の目標を踏まえ、循環型社会の形成による廃棄物の発生抑制・資源化・減量化と適正な処理を旨とする安全で安心な廃棄物の少ない環境づくりの推進を目指し、次の体系図(図37)のように諸施策を展開する。

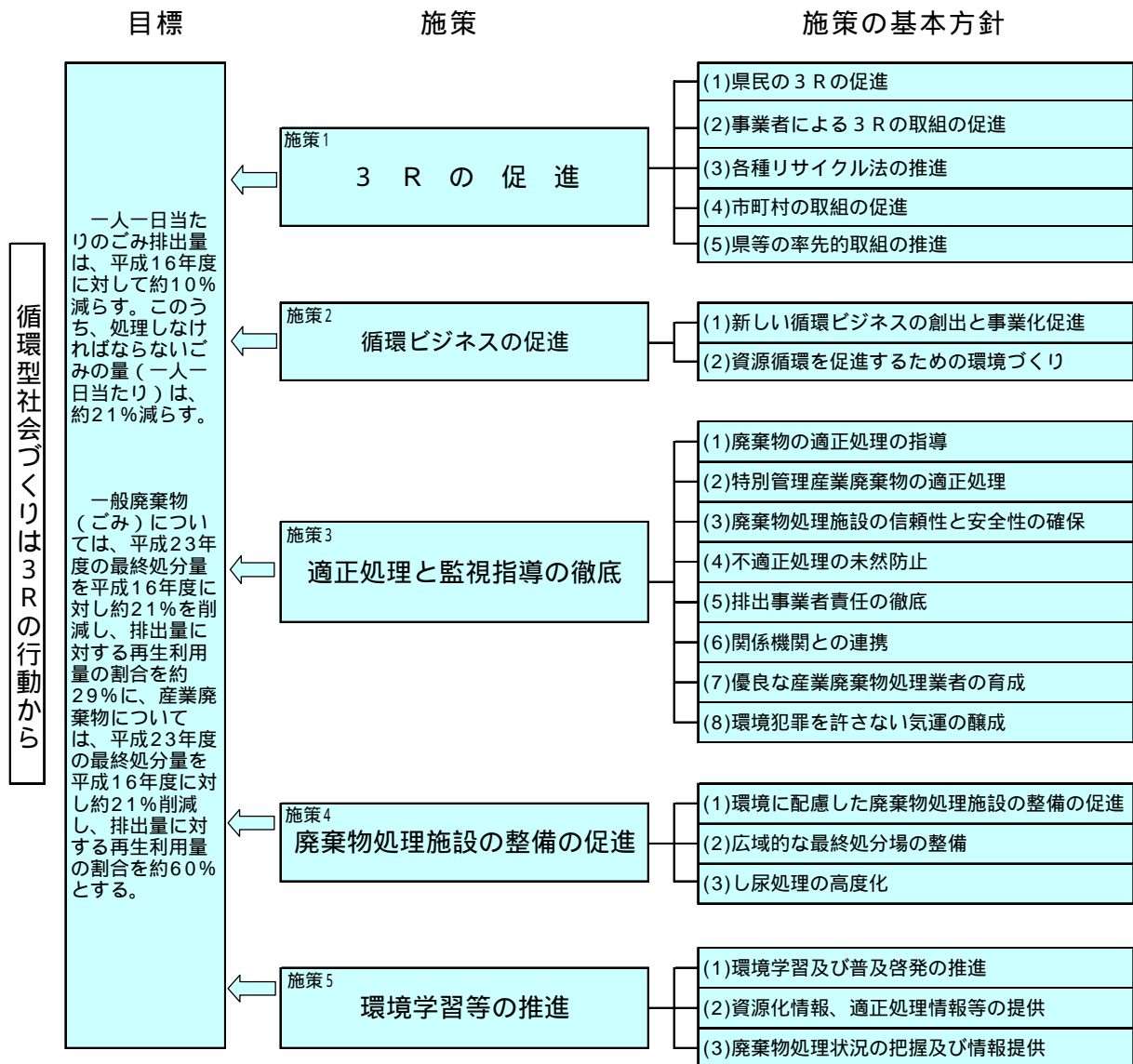


図 37 廃棄物処理計画における施策体系図

3 具体的施策

施策1 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 県民の3Rの促進

廃棄物は排出者が責任をもって処理することが必要である。このため、県民は使い捨て商品の購入は避け、長期間使える環境に配慮した製品や修理等ができる製品を選択するなど、県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努める。

「3R」(スリー・アール)

3Rは廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3つのRを意味している。

1 廃棄物の発生抑制(Reduce)

「ごみを出さない」、つまりごみの発生、排出抑制をすることである。3つのRの中で最も効果的で重要である。

2 再使用(Reuse)

製品や部品の再使用、つまり使えるものは繰り返し使うことである。

3 再生利用(Recycle)

再び資源として利用することである。

(参考)

上記の行動のほかに Refuse(不要な物は断る)、Reconvert to energy(熱回収)、Rightdisposal(適正に処分)、Repair(修理)などを含めて「4R」、「5R」などとする例もあるが、本県では資源循環の取組用語として3Rを使用している。

市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組への協力や、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品の小売業者等への引渡し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づく建築物の分別解体及び資源化を促進する。

市町村や関係団体と連携し買い物袋を持参するマイバッグキャンペーンを展開するとともに、レジ袋の有料化など容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として大会、研修会等を開催することにより広く啓発を行うとともに、生ごみの資源化、ごみ処理の有料化などの課題について検討を行う。

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となつてごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために平成5年に設立された。

事業者団体、消費者団体、婦人団体、県内市町村等124団体(平成18年4月現在)で構成されており、容器リサイクル、グリーン購入・マイバッグ運動、生ごみ再資源化、不法投棄・散乱ごみ対策の4部会がそれぞれ活動を実施している。

リサイクル製品や廃棄物の少ない製品などグリーン購入を促進する。

(2) 事業者による 3 R の取組の促進

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて 3 R の推進など減量化の取組を指導する。

事業者による次の自主的取組を促進するための啓発、情報提供等に努める。

- ・ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「環境マネジメントシステム」や「エコアクション 2.1」の導入
- ・ 生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や、製造、加工及び販売段階での分別の徹底や簡易包装に対する取組等による減量化・資源化、廃棄物の発生が少ないリサイクルが容易な製品作りの取組
- ・ 減容化の推進などによる最終処分場の延命化策の検討及び単なる焼却からサーマルリサイクルへの転換等
- ・ 物質の流れと環境負荷を定量的に把握する物質フローを活用した資源循環に向けた個々の企業等の取組状況についての自己評価

産業廃棄物税の導入による効果を把握しつつ、産業廃棄物の最終処分量の低減を促進するとともに、産業廃棄物税の活用により廃棄物の減量化・資源化、不適正処理の防止等を推進する。

市町村と連携して事業系一般廃棄物の発生抑制等を指導する。

環境保全型農業を推進し、家畜排泄物の堆肥化等を促進する。

排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知や廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識高揚を図る。

(3) 各種リサイクル法の推進

資源リサイクルを目的とした次の各種リサイクル法による資源循環の促進を図るとともに、新たに制度化された「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。)の普及促進を図る。

容器包装リサイクル法については、「愛知県分別収集促進計画」に基づき市町村と連携してその普及、浸透を図るとともに、分別収集の推進を支援する。

家電リサイクル法については、対象品目やリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。

食品リサイクル法に基づく飲食業や食品製造業などの事業者に対して食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進のため周知を図るとともに、食品廃棄物の資源化等について検討を行う。

建設リサイクル法及び「あいち建設リサイクル指針」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関の連携による建設工事現場のパトロールの実施などによりその促進に努める。また、関係事業者等に対して再資源化等施設に関する情報の提供を行う。

資源有効利用促進法に基づき指定されているパソコン及び小型二次電池について製造等事業者による自主回収など再資源化を促進する。

自動車リサイクル法に関しては、リサイクル料金の支払い預託の仕組みの周知などにより制度を定着させるとともに、同法に基づく自動車解体業者、破砕業者等への監視・指導を行う。

産業廃棄物処理業者に対する講習会を通じて各種リサイクル法の周知に努める。

(4) 市町村の取組の促進

「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。

市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。

- ・ 最終処分量の削減及び資源化の推進のための溶融処理導入
- ・ 不用品の交換制度の導入、リサイクルプラザの建設等、再使用、再生利用の推進施策

「リサイクルプラザ」
廃棄物を回収し、資源化する事業のほか、不用品の補修、再生、再生品の展示・保管などの事業を行う施設のこと。現在県内に9施設整備されている。

- ・ 公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品調達の取組の率先
ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の導入の検討を促進する。

(5) 県等の率先取組の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）を受け「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本指針」に基づき、環境物品等の率先的な調達に取り組む。

県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進する。また、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材については「あいち建設リサイクル指針」により再資源化を推進する。

施策2 循環ビジネスの促進

あいちの産業技術を生かし、先導的な循環ビジネスの振興を図ります

(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進

「あいち資源循環推進センター」を拠点とし、産学行政の連携によって、モノづくり県である本県の産業技術を活かした、先導的で効果的な循環ビジネスの創出と事業化促進に取り組む。

「あいち資源循環推進センター」
平成18年5月11日に設置され、循環型社会づくりに向けた、産学行政の協働拠点として次の活動を行う。
・「循環ビジネス創出コーディネーター」による相談や技術指導
・先導的なリサイクル製品などの展示

民間からの派遣を受けた「循環ビジネスコーディネーター」による先導的な循環ビジネスの事業計画づくりに向けた相談や技術指導を実施する。

「循環ビジネス創出会議」において、先導的なリサイクル技術の開発に向けた共同研究や共同事業のマッチング、循環ビジネスの事業計画の検討を行う。

先導的な循環ビジネスの事業化を検討する事業（事業化可能性検討）やリサイクル施設の整備（リサイクル施設整備）に対する補助を行う。

事業化については、法令の遵守はもとより、地域環境への配慮を指導する。

「愛知環境賞」の実施によって、企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向けた、優れた技術・事業・活動・教育などを表彰するとともに、広く社会に紹介することによって資源循環の機運の高揚を図る。

「愛知環境賞」

愛知万博の開幕を機に、2005年1月創設され、企業や団体による、資源循環や環境負荷低減に関する優れた技術・事業・活動・教育に対して表彰を行う。実施方法は、毎年1回、事例を公募する。

愛知万博の成果を継承・発展させるため、廃棄物をリサイクルするのみならず、エネルギー活用をも図ることによって、資源の地域内循環とエネルギーの効率利用を実現する「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を、産学行政の協働によって策定し、その実現を図る。

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」

愛知万博の会場内で実験された、廃棄物のリサイクルとエネルギー活用を効率的に組み合わせた、ゼロエミッションへの取組の成果を継承し、県内での実現を図るための構想を産学行政の協働によって、平成20年度までに策定。

(2) 資源循環を促進するための環境づくり

優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル製品の販路拡大を支援する。

資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業の状況等に関する情報提供を行い、先導的な循環ビジネスの創出及び活性化を図る。

再生利用業の個別指定制度や認定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。

減量化・資源化施設導入に対する融資制度（環境問題対応資金融資制度、環境対策資金融資制度等）の周知に努める。

「あいちエコタウンプラン」を推進し民間事業者を主体とした先導的なリサイクル基盤整備を促進する。

「あいちエコタウンプラン」

高度な産業技術と愛知万博の成果を生かし、高付加価値型の資源循環ビジネスの創出に取り組み、環境と経済が好循環するモノづくり県を目指すため、平成16年9月に策定（平成17年8月改訂）。

施策3 適正処理と監視指導の徹底

不法投棄を防止し、適正処理を徹底します

(1) 廃棄物の適正処理の指導

排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。

「多量排出事業者」に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。

「多量排出事業者」

前年度の産業廃棄物の発生量が年間 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業所の事業者で、事業概要、廃棄物処理の体制、排出・分別・再生利用に関する事項などを記載した計画を作成し毎年度知事に報告することが義務付けられている。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。また、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成 15 年条例第 2 号。以下「条例」という。)に基づき当該処理業者の能力の確認や現地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。

「マニフェスト」(産業廃棄物管理票)

産業廃棄物の流れを自ら把握、管理するためのもので、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する際に交付する管理票で、廃棄物の種類、数量、又は処分を受託した者の名称等を記載する。

愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。

悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正な処理の再発防止に努める。

産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 16 年 3 月改訂 感染性廃棄物処理対策検討会)の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。

特別管理産業廃棄物に該当するアスベスト廃棄物(廃石綿)については、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物については、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)については、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成 16 年 12 月)に基づき、その保管と処分を行うため、PCB廃棄物の保管事業者に対しては「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」(平成 13 年法律第 65 号。以下「P

ＣＢ廃棄物特別措置法」という。)に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、県内で保管されているＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」

県内におけるＰＣＢ廃棄物を適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するための計画で、平成 16 年 12 月から平成 28 年 7 月までを計画期間とし、その内容は次のとおり。

- ・ ＰＣＢ廃棄物の保管量の現状等
- ・ ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の体制
- ・ ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

(3) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

廃棄物処理法に基づき最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催等を指導する。

廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、長期にわたる廃棄物の違法な放置が生じることのないよう、県審査基準に基づき、事業者の資力の適正な審査を行う。また、施設の稼働前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査を実施する。なお、最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に関し、専門家の意見を聴くこととしている。

県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。

廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、設置者自らによる定期検査の徹底と維持管理状況に関する閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。

民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。

埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。

産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。

(4) 不適正処理の未然防止

不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県及び県事務所に「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。

「不法投棄等監視特別機動班」

県事務所に 11 班、県庁に 1 班の計 12 班を設置し、次の業務を行う。

- ・ 不法投棄等の未然防止に向けた管内の計画的なパトロール
- ・ 過剰保管場所の適正化に向けて監視や指導
- ・ 苦情や立入検査等により発見した不適正事案に対する監視や指導

県、国、政令市、名古屋海上保安本部、社団法人愛知県産業廃棄物協会、社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。

県事務所に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな夜間における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。

地域環境保全委員の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。

「地域環境保全委員」

地域における環境の状況の把握及びその保全に関する活動の推進等のため、愛知県環境基本条例第19条に基づき設置されたもの、全市町村の合計345名配置

- ・地域の環境の状況の調査・報告
- ・県の環境保全施策への協力
- ・環境保全の自主的活動の推進
- ・地域環境保全連絡会議等への出席

県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の整備の見直しを図る。

不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。

土地の所有者等に対しては、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導する。

(5) 排出事業者責任の徹底

廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があるため、処理を委託した処理業者による不法投棄など不適正処理事案については原状回復責任を負う排出事業者責任の周知徹底を図る。

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかに適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。

(6) 関係機関との連携

県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。

市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。

県全体として廃棄物の適正処理を確保するため、政令市と産業廃棄物の処理に関する情報交換や連携協力を進める。

行政や産業界により構成する「あいち産業廃棄物適正処理推進会議」により、適正処理に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進について検討する。

(7) 優良な産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物処理業者に対する講習会などにより廃棄物の適正処理について周知徹底を図る。

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」(平成 17 年 4 月)の活用により優良事業者の育成を促進する。

(8) 環境犯罪を許さない気運の醸成

市町村、関係機関・団体等と連携し、各種広報啓発活動により、排出事業者の遵法意識やモラルを高めるとともに、広く県民の間に環境犯罪を許さない気運を醸成する。

施策 4 廃棄物処理施設の整備の促進

環境に配慮した廃棄物処理施設づくりを目指します

(1) 環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進

一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。

一般廃棄物の焼却処理に対しては、ダイオキシン類発生抑制やサーマルリサイクル促進等の観点から、一定規模以上の焼却能力を有するブロック単位の処理を目指す「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(平成 10 年 10 月)に基づき、市町村合併の進展によってはその地域割りを見直しつつ、焼却処理の広域化を推進する。

一般廃棄物の処理施設を計画的に整備できるよう循環型社会形成推進交付金制度や循環型社会形成推進費補助金、廃棄物処理施設設置費補助金等の活用の促進を図る。

産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則のもと、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。

産業廃棄物は、本来排出事業者処理責任の原則の下で処理されるものであるが、一般廃棄物と併せて焼却処理することができる産業廃棄物について、市町村が必要な費用を徴収しながら処理することについて検討する。

(2) 広域的な最終処分場の整備

現在、財団法人愛知臨海環境整備センターが名古屋港南5区において、県内全域の産業廃棄物や尾張地域の一般廃棄物を、財団法人豊田加茂環境整備公社が豊田市内において、豊田市及び三好町の産業廃棄物や一般廃棄物を、また、財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターが衣浦港内において、衣浦港周辺5市4町の産業廃棄物及び10市8町の一般廃棄物を対象に処分を行っている。広域的な処分に対する基本的考え方は次のとおりとする。

事業主体		(財)愛知臨海環境整備センター	(財)豊田加茂環境整備公社	(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センター
施設	設置場所	名古屋港南5区地沖	豊田市御船町	衣浦港2号地沖
	面積 容量	56.0 ha 491万 m ³	9.5 ha 149万 m ³	12.8 ha 98万 m ³
廃棄物受入計画	受入期間	平成4年3月～平成22年3月	平成4年4月～平成36年3月	平成11年2月～平成21年3月(産業廃棄物は20年3月まで)
	受入廃棄物：受入地域	産業廃棄物：県内全域 一般廃棄物：尾張・知多地域	産業廃棄物：豊田市(旧稲武町を除く。)三好町 一般廃棄物：同上	産業廃棄物：衣浦港周辺5市4町 一般廃棄物：衣浦港周辺10市8町

- 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
- 一般廃棄物の最終処分場については、単独市町村による整備が困難であること、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
- 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保について努める。

広域的な処分場確保の今後の方向は次のとおりとする。

- 財団法人愛知臨海環境整備センターの最終処分場について、円滑な運営が図られるよう引き続き支援・協力する。当該処分場の残余年数はひっ迫しているため、次期処分場として、同センターにより衣浦港3号地に尾張、知多、西三河の地域を中心に全県域の産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする公共関与の最終処分場の整備に取り組む。

事業主体	財団法人愛知臨海環境整備センター
設置場所	衣浦港3号地
埋立面積・埋立容量	47.2 ha・約500万 m ³
受入廃棄物：受入地域	産業廃棄物：県内全域、一般廃棄物：県内全域

- ・ 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。
- ・ 具体的には次の現行の広域エリアを基本としつつ、搬入距離などの地理的な要素、経済的、行政的な繋がり、適地の状況等を勘案し、エリア相互の境界の見直しも含めて検討する。
 - a 尾張エリア
名古屋市を始め尾張地域の市町村
 - b 西三河エリア
 - (a) 豊田市及び三好町
 - (b) 衣浦港周辺 10 市 8 町 (半田市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、大府市、知立市、高浜市、豊明市、一色町、吉良町、幡豆町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)
 なお、将来的には、西三河エリア全体のエリアも検討する。
 - c 東三河エリア
東三河地域の 5 市 6 町村 (豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、音羽町、小坂井町、御津町)

(3) し尿処理の高度化

し尿処理については、「全県域污水適正処理構想」(平成 8 年 6 月策定、平成 16 年 3 月見直し)と整合を図りながら、下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの污水处理施設について、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を図る。

下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、浄化槽の普及及び浄化槽(単独処理)の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備による生ごみ等有機性廃棄物の堆肥化等の資源化を促進する。

脱窒、脱磷、着色排水対策等が必要なし尿処理施設については、廃棄物処理施設設置費補助金の活用などにより高度処理を促進する。

施策5 環境学習等の推進

環境に配慮した暮らしに関する情報を広く発信し、県民意識の高揚を図ります

(1) 環境学習及び普及啓発の推進

愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境学習副読本を作成するとともに、学習教育の場やあいち環境学習プラザを通して廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る。

循環型社会づくりや廃棄物処理についての理解を深め、減量化・資源化を促進するため、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発を行う。

廃棄物処理に関する理解を深めるための講習会や廃棄物処理施設見学会の開催等の学習の場を設ける。

「廃棄物処理施設見学会」

本県では「ごみ調査隊」と称して、小学生の親子を対象に公募して、ごみ焼却場、廃棄物最終処分場、下水道終末処理場等の廃棄物処理の現地見学会を開催し、廃棄物について関心を高め理解を深める活動を実施している。

資源循環、減量化、資源化、適正処理等の幅広い分野で適切な指導が行えるような人材を確保・活用するとともに、新たな人材を育成するための講習・研修を充実する。

県民が日常の環境行動の効果を家庭生活と関連づけながら確認できるシステムを構築し、資源循環に関する意識啓発を図る。

廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例の紹介等情報提供に努める。

(2) 資源化情報、適正処理情報等の提供

廃棄物の資源化や適正処理について、他県、諸外国の先進的事例の情報収集に努める。

産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処理業者の最終処分場等処理施設情報、先駆的事業や試みに関する情報を提供する。

(3) 廃棄物処理状況の把握及び情報提供

最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を通じて広く県民に情報提供を行う。

市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を通じて広く県民に情報提供を行う。

PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を通じて広く県民に情報提供を行う。

第6章 廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理に関わる課題の解決には、循環型社会の形成を目指し、発生抑制（リデュース）再使用（リユース）再生利用（リサイクル）の3Rを進めるとともに、廃棄物の適正処理を推進することが必要であるが、廃棄物の発生は日常生活や事業活動に起因していることから、廃棄物の処理に関わる事業者、県民、行政等の各主体がその必要性和それぞれに必要な役割を充分認識し、相互に協力、連携して積極的に取り組んでいくことが求められる。

1 各主体の責務・役割

(1) 県民

不要なものは廃棄すれば済むというのではなく、廃棄物処理の問題を自らの問題として理解し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に向けて努力しあるいは関係者に協力して、従来の大量消費、大量廃棄型の生活様式から、環境への負荷の低減された循環型の生活様式への転換を図っていく。

こうした観点から、できるだけごみを出さない（リデュース）出たごみはできるだけ再使用する（リユース）か資源として利用する（リサイクル）という「3R」を推進していく。製品の購入に際しては、簡易な包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたもの、リサイクル製品を選ぶなど日常生活で実践できる身近な取組の積み重ねに努めていく。

(2) 事業者

廃棄物の排出事業者は、今なお多くの産業廃棄物が排出されていることを理解し、廃棄物の処理責任が自らにあることを基本に、生産工程や流通・販売過程において可能な限り廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用、再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要である。また、自ら生産する製品が消費や廃棄される段階で発生することとなる廃棄物の削減に努める。

処理業者は、環境への負荷を増大させないよう廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、その中で廃棄物の減量化や資源化に努め、適正な処理を行うことが必要である。

廃棄物処理に対する住民の信頼を高めるため、廃棄物の資源化・減量化や適正処理に対する意識を企業倫理として確立のうえ、こうした事業活動を適正に実施する。

また、循環型社会の形成を担うため、循環ビジネスへの取組が期待される。

(3) 市町村

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い位置の自治体として、地域の一般廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進する必要があり、排出される一般廃棄物についてはその処理責任のもと地域の環境に配慮した適正処理を推進するとともに、循環型社会の形成に向け、住民、事業者の取組を促進する。

また、廃棄物を適正に処理するには、地域間の連携、協力も不可欠となっているため、市町村間、市町村と県など連携、協力し施策を推進する。

(4) 県

県は、一般廃棄物及び産業廃棄物について、発生抑制、再使用、再生利用を促進し循環型社会の形成に向けた取組を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、県民、事業者、市町村の取組に対して支援を行う。

また、循環型社会を支える循環ビジネスの創出、拡大等を促進するため必要な取組を行う。

こうした取組のほか、廃棄物行政の円滑な推進のため、必要な制度の改正や財政支援措置について、積極的に国に要望していく必要がある。

また、計画の実施による効果を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出等の実態を把握し、目標の達成のための適切な指導を行うなど、計画の着実な推進に努める。

2 計画の進行管理

(1) 目標達成状況の把握

一般廃棄物については、一般廃棄物処理実態調査や民間で回収が行われている事業系一般廃棄物の把握などにより、また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理実績報告などにより、排出量、最終処分量等を毎年度推計する。

なお、次期計画の策定に当たっては、事業者を対象として廃棄物の発生や処理の実態について詳細な把握を行う。

(2) 進行管理

目標の達成状況については、県の環境白書やホームページにより公表するとともに、愛知県環境審議会廃棄物部会を通じて処理状況や施策の効果の分析、評価を行うなど、点検を行う。また、事業者団体、消費者団体、婦人団体、市町村等で構成するごみゼロ社会推進あいち県民会議等においてワークショップを開催するなどして、関係者の連携、協力により計画の着実な推進に努める。

こうした点検結果や社会情勢その他廃棄物に係る環境の変化に合わせ、必要に応じて施策の見直し等を行う。

参考資料

排出量等予測結果

(1) 一般廃棄物（国の基本方針に即した予測）

単位：千トン

年度	排出量		再生利用量		中間処理による減量		最終処分	
		H16比		H16比		H16比		H16比
9	2,897	99.0%	354	57.5%	1,931	99.6%	612	165.0%
11	2,899	99.1%	409	66.4%	1,940	100.1%	550	148.2%
16	2,926	100.0%	616	100.0%	1,939	100.0%	371	100.0%
17	2,894	98.9%	621	100.8%	1,910	98.5%	363	97.8%
18	2,854	97.5%	625	101.5%	1,874	96.6%	355	95.7%
19	2,814	96.2%	630	102.3%	1,837	94.7%	347	93.5%
20	2,772	94.7%	634	102.9%	1,798	92.7%	340	91.6%
21	2,729	93.3%	638	103.6%	1,759	90.7%	332	89.5%
22	2,677	91.5%	642	104.2%	1,711	88.2%	324	87.3%
23	2,633	90.0%	632	102.6%	1,682	86.7%	319	86.0%
(24)	2,587	88.4%	621	100.8%	1,653	85.3%	313	84.4%
(25)	2,540	86.8%	609	98.9%	1,624	83.8%	307	82.7%
(26)	2,491	85.1%	598	97.1%	1,592	82.1%	301	81.1%
(27)	2,442	83.5%	586	95.1%	1,561	80.5%	295	79.5%
(28)	2,388	81.6%	573	93.0%	1,526	78.7%	289	77.9%

注1：排出量は集団回収量及び自家処理量を含む。

2：千トン未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

3：平成16年度以前は実績である。

4：将来ごみ量の推計方法

- ・国の基本方針の目標年度である平成22年度の排出量、再生利用量、最終処分量を、基本方針の設定方法に即して平成9年度の値から算定した。
- ・排出量は、平成16年度と平成22年度の原単位を直線補間することにより設定し、「人口×1人1日当り原単位」により算定した。（*1）
- ・再生利用量は、平成22年度までは平成16年度との直線補間により求めた。平成23年度以降は、平成22年度の排出量に対する再生利用割合（24.0%）が維持されるものとして求めた。
- ・最終処分量は、平成22年度までは平成16年度との直線補間により求めた。平成23年度以降は、平成22年度の排出量に対する最終処分割合（12.1%）が維持されるものとして求めた。
- ・中間処理による減量 = 排出量 - 再生利用量 - 最終処分量

(2) 一般廃棄物（市町村に対するアンケート調査結果を踏まえた予測）

単位：千トン

年度	排出量		再生利用量		中間処理による減量		最終処分	
		H16比		H16比		H16比		H16比
16	2,926	100.0%	616	100.0%	1,939	100.0%	371	100.0%
17	2,923	99.9%	659	106.9%	1,904	98.2%	360	97.1%
18	2,881	98.5%	687	111.4%	1,845	95.1%	349	94.1%
19	2,840	97.1%	713	115.7%	1,789	92.2%	338	91.2%
20	2,796	95.6%	736	119.5%	1,732	89.3%	327	88.3%
21	2,751	94.0%	757	122.8%	1,677	86.5%	317	85.4%
22	2,707	92.5%	775	125.7%	1,626	83.9%	306	82.5%
23	2,713	92.7%	792	128.4%	1,628	84.0%	293	79.0%
(24)	2,723	93.1%	796	129.2%	1,634	84.3%	292	78.8%
(25)	2,726	93.2%	798	129.5%	1,636	84.4%	291	78.5%
(26)	2,728	93.2%	800	129.7%	1,639	84.5%	289	78.0%
(27)	2,725	93.1%	801	129.9%	1,638	84.5%	286	77.2%
(28)	2,722	93.0%	802	130.1%	1,636	84.4%	284	76.7%

注1：排出量は集団回収量及び自家処理量を含む。

2：千トン未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

3：平成16年度は実績である。

4：将来ごみ量の推計方法

- ・ 排出量、再生利用量、最終処分量は、各市町村のアンケート結果を採用して推計した。ただし、各年での予測値が無い場合はその間を補間した。中間処理による減量 = 排出量 - 再生利用量 - 最終処分量
- ・ 次に、排出量は、「人口（*2）×1人1日当り原単位（*3）」により推計するものとし、原単位は平成16年度から22年度までの6年間に9.5%削減し以降維持するものとした。
- ・ 最終処分量は前述の推計値とし、再生利用量、中間処理による減量は、（排出量 - 最終処分量）を前述の再生利用量と中間処理による減量の推計値の比に案分して推計した。
- ・ 平成23年度以降は、平成23年度の再生利用量、減量化量、最終処分量の比が維持されるものとして排出量を案分し推計した。

(3) 産業廃棄物（国の基本方針に即した予測:種類別）

単位:千トン

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成11年度実績	がれき類	3,158	18.3%	74%	94	3,065	23.5%	74%	2,783	0	275	14.4%	84%	7
	汚泥	2,891	16.8%	92%	37	2,854	21.9%	91%	786	1,331	724	38.0%	367%	13
	鉱さい	2,880	16.7%	73%	1,893	987	7.6%	80%	877	0	110	5.8%	71%	0
	家畜ふん尿	2,459	14.3%	102%	0	2,459	18.8%	102%	813	1,646	0	0.0%	-	0
	金属くず	2,196	12.8%	77%	1,592	604	4.6%	128%	558	1	42	2.2%	66%	3
	ばいじん	1,342	7.8%	100%	239	1,102	8.4%	117%	965	-	153	8.0%	97%	0
	ガラス陶磁器くず	576	3.3%	182%	112	464	3.6%	157%	245	0	218	11.4%	338%	1
	廃プラスチック類	498	2.9%	73%	38	460	3.5%	73%	80	113	263	13.8%	146%	4
	廃油	307	1.8%	106%	10	297	2.3%	107%	60	223	10	0.5%	73%	4
	その他	907	5.3%	67%	138	769	5.9%	66%	310	340	112	5.9%	44%	7
	合計	17,214	100%	100%	4,153	13,061	100%	100%	7,477	3,638	1,907	100%	100%	39

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成16年度実績	がれき類	4,255	20.7%	100%	100	4,154	28.2%	100%	3,736	92	326	23.1%	100%	0
	汚泥	3,139	15.2%	100%	11	3,129	21.3%	100%	1,362	1,568	197	14.0%	100%	2
	鉱さい	3,971	19.3%	100%	2,740	1,231	8.4%	100%	990	86	154	10.9%	100%	0
	家畜ふん尿	2,414	11.7%	100%	0	2,414	16.4%	100%	508	1,907	0	0.0%	100%	0
	金属くず	2,837	13.8%	100%	2,366	471	3.2%	100%	355	51	63	4.5%	100%	1
	ばいじん	1,342	6.5%	100%	399	943	6.4%	100%	771	14	158	11.2%	100%	0
	ガラス陶磁器くず	317	1.5%	100%	21	296	2.0%	100%	223	7	65	4.6%	100%	2
	廃プラスチック類	683	3.3%	100%	51	631	4.3%	100%	334	117	180	12.8%	100%	1
	廃油	290	1.4%	100%	11	279	1.9%	100%	87	178	14	1.0%	100%	0
	その他	1,347	6.5%	100%	174	1,173	8.0%	100%	494	422	255	18.0%	100%	2
	合計	20,595	100%	100%	5,872	14,723	100%	100%	8,860	4,442	1,413	100%	100%	9

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成22年度推計	がれき類	4,039	20.7%	95%	95	3,944	28.2%	95%	3,548	136	260	23.1%	80%	0
	汚泥	2,980	15.2%	95%	10	2,970	21.3%	95%	1,293	1,518	157	14.0%	80%	2
	鉱さい	3,769	19.3%	95%	2,601	1,169	8.4%	95%	940	105	123	10.9%	80%	0
	家畜ふん尿	2,292	11.7%	95%	0	2,292	16.4%	95%	482	1,810	0	0.0%	-	0
	金属くず	2,693	13.8%	95%	2,246	447	3.2%	95%	337	58	51	4.5%	80%	1
	ばいじん	1,274	6.5%	95%	379	895	6.4%	95%	732	37	126	11.2%	80%	0
	ガラス陶磁器くず	301	1.5%	95%	20	281	2.0%	95%	211	17	51	4.6%	80%	2
	廃プラスチック類	648	3.3%	95%	49	599	4.3%	95%	317	138	144	12.8%	80%	1
	廃油	275	1.4%	95%	10	264	1.9%	95%	83	171	11	1.0%	80%	0
	その他	1,279	6.5%	95%	165	1,114	8.0%	95%	469	439	203	18.0%	80%	3
	合計	19,549	100%	95%	5,574	13,975	100%	95%	8,413	4,428	1,125	100%	80%	9

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成23年度推計	がれき類	4,003	20.7%	94%	94	3,908	28.2%	94%	3,516	135	258	23.1%	79%	0
	汚泥	2,953	15.2%	94%	10	2,943	21.3%	94%	1,282	1,504	156	14.0%	79%	2
	鉱さい	3,735	19.3%	94%	2,577	1,158	8.4%	94%	932	104	122	10.9%	79%	0
	家畜ふん尿	2,271	11.7%	94%	0	2,271	16.4%	94%	478	1,793	0	0.0%	-	0
	金属くず	2,669	13.8%	94%	2,226	443	3.2%	94%	334	57	50	4.5%	79%	1
	ばいじん	1,263	6.5%	94%	375	887	6.4%	94%	726	37	125	11.2%	79%	0
	ガラス陶磁器くず	299	1.5%	94%	20	279	2.0%	94%	210	16	51	4.6%	79%	2
	廃プラスチック類	642	3.3%	94%	48	594	4.3%	94%	314	137	142	12.8%	79%	1
	廃油	273	1.4%	94%	10	262	1.9%	94%	82	169	11	1.0%	79%	0
	その他	1,267	6.5%	94%	163	1,104	8.0%	94%	465	435	201	18.0%	79%	3
	合計	19,375	100%	94%	5,524	13,850	100%	94%	8,338	4,389	1,115	100%	79%	9

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
(平成28年度推計)	がれき類	3,823	20.7%	90%	90	3,733	28.2%	90%	3,358	129	246	23.1%	75%	0
	汚泥	2,821	15.2%	90%	10	2,811	21.3%	90%	1,224	1,436	149	14.0%	75%	2
	鉱さい	3,567	19.3%	90%	2,461	1,106	8.4%	90%	890	100	116	10.9%	75%	0
	家畜ふん尿	2,169	11.7%	90%	0	2,169	16.4%	90%	456	1,713	0	0.0%	-	0
	金属くず	2,549	13.8%	90%	2,125	423	3.2%	90%	319	55	48	4.5%	75%	1
	ばいじん	1,206	6.5%	90%	358	847	6.4%	90%	693	35	119	11.2%	75%	0
	ガラス陶磁器くず	285	1.5%	90%	19	266	2.0%	90%	200	16	49	4.6%	75%	2
	廃プラスチック類	614	3.3%	90%	46	567	4.3%	90%	300	131	136	12.8%	75%	1
	廃油	260	1.4%	90%	10	250	1.9%	90%	78	161	10	1.0%	75%	0
	その他	1,210	6.5%	90%	156	1,054	8.0%	90%	444	416	192	18.0%	75%	3
	合計	18,503	100%	90%	5,276	13,227	100%	90%	7,963	4,191	1,065	100%	75%	9

注1：千トン未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

2：平成16年度以前は実績である。

- 3：国の基本方針の目標年度である平成 22 年度の目標値が前処理計画（平成 14 年 9 月）で設定されているため、平成 22 年度はこれらの数値を参考に設定した。現況（H16）～平成 22 年度の各処理量（発生量、排出量、最終処分量等）はそれぞれ H16 と H22 の値で直線補間した。
- ・発生量（平成 22 年度）は、排出量と有償物量を加算して求めた。（発生量 = 排出量 + 有償物量）
 - ・有償物量（平成 22 年度）は、現況（H16）の有償物量と排出量の発生割合が同じとして算定した。
 - ・排出量（平成 22 年度）は、国の基本方針の平成 22 年度目標に即し平成 9 年度の 112% と設定した。
 - ・最終処分量（平成 22 年度）は、国の基本方針の平成 22 年度目標に即し平成 9 年度の 45% と設定した。
 - ・再生利用量は、平成 22 年度の排出量に占める割合を現況値 60% と設定した。
 - ・その他量は、現況値 9（千ト）と設定した。
 - ・中間処理による減量 = 排出量 - 再生利用量 - 最終処分量 - その他量
- 4：平成 22 年度以降は、平成 22 年度の各処理割合が変わらないものとして推計した。
- ・排出量は平成 16 年度から平成 22 年度までの変化の割合が変わらないものとして算出した。（*4）
 - ・その他の処理量（発生量、再生利用量、最終処分量等）は平成 22 年度における排出量に対する割合が変わらないものとして算出した。
- 5：上記の手法により、各年の合計量を設定した後、現況の各廃棄物の種類別の発生及び処理割合が現況と変わらないものとして割り振りした。
- 6：平成 22 年度は国の基本方針の目標年次である。

(4) 産業廃棄物（国の基本方針に即した予測:業種別）

単位:千トン

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成11年度実績	農業	2,464	14.3%	102%	0	2,464	18.9%	102%	815	1,645	2	0.1%	-	2
	鉱業	96	0.6%	316%	0	96	0.7%	319%	45	9	36	1.9%	-	6
	建設業	4,553	26.4%	86%	103	4,450	34.1%	85%	3,246	574	618	32.4%	136%	12
	製造業	8,619	50.1%	82%	3,931	4,688	35.9%	96%	2,657	1,093	927	48.6%	181%	11
	電気・水道業	1,183	6.9%	83%	114	1,069	8.2%	83%	629	264	174	9.1%	95%	2
	運輸業	23	0.1%	30%	2	21	0.2%	29%	14	3	3	0.2%	15%	1
	卸・小売業	115	0.7%	32%	1	114	0.9%	32%	53	23	33	1.7%	52%	5
	サービス業	70	0.4%	26%	2	68	0.5%	26%	18	25	24	1.3%	40%	1
	廃車処理業	90	0.5%	540%	0	90	0.7%	602%	0	0	90	4.7%	1920%	0
	その他業種	1	0.0%	1%	0	1	0.0%	1%	1	0	0	0.0%	0%	0
	合計	17,214	100%	100%	4,153	13,061	100%	100%	7,477	3,638	1,907	100%	100%	39

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成16年度実績	農業	2,414	11.7%	100%	0	2,414	16.4%	100%	508	1,907	0	0.0%	100%	0
	鉱業	30	0.1%	100%	0	30	0.2%	100%	18	12	0	0.0%	100%	0
	建設業	5,312	25.8%	100%	71	5,241	35.6%	100%	4,528	257	455	32.2%	100%	0
	製造業	10,518	51.1%	100%	5,633	4,885	33.2%	100%	2,681	1,688	511	36.2%	100%	5
	電気・水道業	1,421	6.9%	100%	137	1,283	8.7%	100%	702	399	183	12.9%	100%	0
	運輸業	78	0.4%	100%	6	72	0.5%	100%	37	15	20	1.4%	100%	0
	卸・小売業	363	1.8%	100%	7	356	2.4%	100%	229	64	64	4.5%	100%	0
	サービス業	269	1.3%	100%	7	262	1.8%	100%	138	61	61	4.3%	100%	3
	廃車処理業	17	0.1%	100%	2	15	0.1%	100%	8	2	5	0.3%	100%	0
	その他業種	173	0.8%	100%	8	165	1.1%	100%	12	38	114	8.1%	100%	0
	合計	20,595	100%	100%	5,872	14,723	100%	100%	8,860	4,442	1,413	100%	100%	9

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成22年度推計	農業	2,292	11.7%	95%	0	2,292	16.4%	95%	482	1,810	0	0.0%	-	0
	鉱業	29	0.1%	95%	0	29	0.2%	95%	17	11	0	0.0%	80%	0
	建設業	5,042	25.8%	95%	68	4,974	35.6%	95%	4,300	312	363	32.2%	80%	0
	製造業	9,984	51.1%	95%	5,347	4,637	33.2%	95%	2,498	1,686	447	39.7%	80%	6
	電気・水道業	1,378	7.0%	95%	134	1,244	8.9%	95%	682	417	146	13.0%	80%	0
	運輸業	74	0.4%	95%	6	68	0.5%	95%	35	17	16	1.4%	80%	0
	卸・小売業	345	1.8%	95%	7	338	2.4%	95%	217	70	51	4.5%	80%	0
	サービス業	255	1.3%	95%	6	249	1.8%	95%	131	68	48	4.3%	80%	1
	廃車処理業	16	0.1%	95%	2	14	0.1%	95%	7	3	4	0.3%	80%	0
	その他業種	135	0.7%	95%	5	130	0.9%	95%	44	34	51	4.5%	80%	2
	合計	19,549	100%	95%	5,574	13,975	100%	95%	8,413	4,428	1,125	100%	80%	9

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成23年度推計	農業	2,271	11.7%	94%	0	2,271	16.4%	94%	478	1,793	0	0.0%	-	0
	鉱業	29	0.1%	94%	0	28	0.2%	94%	17	11	0	0.0%	79%	0
	建設業	4,997	25.8%	94%	67	4,930	35.6%	94%	4,262	309	359	32.2%	79%	0
	製造業	9,895	51.1%	94%	5,300	4,596	33.2%	94%	2,476	1,671	443	39.7%	79%	6
	電気・水道業	1,366	7.0%	94%	133	1,233	8.9%	94%	676	413	145	13.0%	79%	0
	運輸業	73	0.4%	94%	6	67	0.5%	94%	34	17	16	1.4%	79%	0
	卸・小売業	342	1.8%	94%	7	335	2.4%	94%	215	69	50	4.5%	79%	0
	サービス業	253	1.3%	94%	6	246	1.8%	94%	129	68	48	4.3%	79%	1
	廃車処理業	16	0.1%	94%	2	14	0.1%	94%	7	3	4	0.3%	79%	0
	その他業種	133	0.7%	94%	5	129	0.9%	94%	43	34	50	4.5%	79%	2
	合計	19,375	100%	94%	5,524	13,850	100%	94%	8,338	4,389	1,115	100%	79%	9

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
(平成28年度推計)	農業	2,169	11.7%	90%	0	2,169	16.4%	90%	456	1,713	0	0.0%	-	0
	鉱業	27	0.1%	90%	0	27	0.2%	90%	16	11	0	0.0%	75%	0
	建設業	4,772	25.8%	90%	64	4,708	35.6%	90%	4,070	295	343	32.2%	75%	0
	製造業	9,450	51.1%	90%	5,061	4,389	33.2%	90%	2,365	1,596	423	39.7%	75%	5
	電気・水道業	1,304	7.0%	90%	127	1,178	8.9%	90%	645	394	138	13.0%	75%	0
	運輸業	70	0.4%	90%	5	64	0.5%	90%	33	16	15	1.4%	75%	0
	卸・小売業	326	1.8%	90%	6	320	2.4%	90%	206	66	48	4.5%	75%	0
	サービス業	241	1.3%	90%	6	235	1.8%	90%	124	65	46	4.3%	75%	1
	廃車処理業	15	0.1%	90%	2	13	0.1%	90%	7	3	4	0.3%	75%	0
	その他業種	127	0.7%	90%	4	123	0.9%	90%	41	32	48	4.5%	75%	2
	合計	18,503	100%	90%	5,276	13,227	100%	90%	7,963	4,191	1,065	100%	75%	9

注1：千トン未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

2：平成16年度以前は実績である。

3：将来廃棄物量の推計方法は、種類別集計のものと同じ。

4：合計量を設定後、現況の各廃棄物の業種別の発生及び処理割合が現況と変わらないものとして割り振りした。

(5) 産業廃棄物（事業者に対するアンケート調査結果を踏まえた予測:種類別）

単位:千トン

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比		
平成23年度推計													
がれき類	3,751	18.7%	88%	88	3,663	25.6%	88%	3,294	79	290	23.1%	89%	0
汚泥	2,869	14.3%	91%	10	2,860	20.0%	91%	1,245	1,440	173	13.7%	88%	2
鉱さい	3,965	19.8%	100%	2,736	1,229	8.6%	100%	989	85	156	12.4%	101%	0
家畜ふん尿	2,397	12.0%	99%	0	2,397	16.8%	99%	504	1,893	0	0.0%	-	0
金属くず	3,263	16.3%	115%	2,721	542	3.8%	115%	409	70	62	4.9%	97%	1
ばいじん	1,286	6.4%	96%	382	904	6.3%	96%	739	76	89	7.1%	57%	0
ガラス陶磁器くず	281	1.4%	89%	19	263	1.8%	89%	198	5	58	4.6%	90%	2
廃プラスチック類	676	3.4%	99%	51	625	4.4%	99%	330	120	174	13.9%	97%	1
廃油	299	1.5%	103%	11	288	2.0%	103%	90	184	14	1.1%	103%	0
その他	1,225	6.1%	91%	158	1,067	7.5%	91%	449	376	240	19.1%	94%	2
合計	20,014	100%	97%	5,707	14,307	100%	97%	8,610	4,433	1,255	100%	89%	9

種類	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比		
(平成28年度推計)													
がれき類	3,422	17.3%	80%	81	3,341	23.6%	80%	3,005	69	268	22.1%	82%	0
汚泥	2,738	13.8%	87%	9	2,728	19.3%	87%	1,188	1,366	173	14.3%	88%	2
鉱さい	3,980	20.1%	100%	2,746	1,234	8.7%	100%	993	83	159	13.1%	103%	0
家畜ふん尿	2,361	11.9%	98%	0	2,361	16.7%	98%	497	1,864	0	0.0%	-	0
金属くず	3,645	18.4%	128%	3,040	605	4.3%	128%	456	86	61	5.0%	96%	1
ばいじん	1,251	6.3%	93%	372	879	6.2%	93%	719	78	82	6.8%	52%	0
ガラス陶磁器くず	259	1.3%	82%	17	242	1.7%	82%	182	4	54	4.5%	84%	2
廃プラスチック類	676	3.4%	99%	51	625	4.4%	99%	330	123	171	14.1%	95%	1
廃油	308	1.6%	106%	12	296	2.1%	106%	93	189	14	1.2%	105%	0
その他	1,143	5.8%	85%	147	996	7.0%	85%	419	343	231	19.0%	91%	2
合計	19,782	100%	96%	5,641	14,142	100%	96%	8,510	4,409	1,214	100%	86%	9

注1：千トン未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

2：廃棄物の発生量及び最終処分量に関する事業者向けアンケートの将来値（*6）を用いて予測を行った。

発生量及び最終処分量について、計画を有している事業者分を全体の廃棄物量から除き、残り（計画を持たない事業者）の廃棄物は、下記3により推計したものと同様の傾向で推移するものとし、それに計画を有する事業者分を加算して、平成23年度及び27年度の量を求めた。その他の年度については現況（H16）、平成23年度、27年度のデータを基に回帰式を算定することにより求めた。

排出量、再生利用量、その他量は、現況（H16）の処理割合が、将来も変わらないものとして推計した。

中間処理による減量 = 排出量 - 再生利用量 - 最終処分量 - その他量

3：計画を持たない事業者分の推計を行うため、まず、活動量指標による推計を行った。将来廃棄物量の推計は、各業種別に行い、その業における種類別の推計を積上げることにより求めた。

- ・発生量は、原則として業種ごとの活動量指標（建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額等、*5）とその業における廃棄物の種類別原単位を基に、廃棄物の種類別に「活動量指標×原単位」により推計を行った。
- ・将来の活動量指標は過去のデータを基に回帰式を算定することにより求めた。（*5）なお、原単位は現況（H16）の値を採用した。
- ・排出量、再生利用量、中間処理減量化量、最終処分量、その他量は、現況（H16）の各業における廃棄物の種類別処理割合が、将来も変わらないものとして推計した。

(6) 産業廃棄物（事業者に対するアンケート調査結果を踏まえた予測:業種別）

単位:千トン

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
平成23年度推計	農業	2,397	12.0%	99%	0	2,397	16.8%	99%	504	1,893	0	0.0%	-	0
	鉱業	1	0.0%	4%	0	1	0.0%	4%	1	0	0	0.0%	56%	0
	建設業	4,660	23.3%	88%	63	4,598	32.1%	88%	3,973	226	399	31.8%	88%	0
	製造業	10,722	53.6%	102%	5,742	4,979	34.8%	102%	2,733	1,715	526	41.9%	103%	5
	電気・水道業	1,426	7.1%	100%	138	1,288	9.0%	100%	704	474	110	8.8%	60%	0
	運輸業	76	0.4%	98%	6	70	0.5%	98%	36	15	20	1.6%	99%	0
	卸・小売業	331	1.7%	91%	6	325	2.3%	91%	209	59	57	4.5%	89%	0
	サービス業	268	1.3%	100%	7	261	1.8%	100%	137	55	66	5.3%	110%	3
	廃車処理業	17	0.1%	102%	2	15	0.1%	102%	8	2	5	0.4%	102%	0
	その他業種	116	0.6%	67%	6	110	0.8%	67%	8	29	73	5.8%	64%	0
	合計	20,014	100%	97%	5,707	14,307	100%	97%	8,610	4,433	1,255	100%	89%	9

業種	発生量			有償物量	排出量			再生 利用量	中間処理 減量化量	最終処分量			その他量	
	構成比	H16比			構成比	H16比				構成比	H16比			
(平成28年度推計)	農業	2,361	11.9%	98%	0	2,361	16.7%	98%	497	1,864	0	0.0%	-	0
	鉱業	1	0.0%	2%	0	1	0.0%	2%	0	0	0	0.0%	36%	0
	建設業	4,236	21.4%	80%	57	4,180	29.6%	80%	3,612	205	363	29.9%	80%	0
	製造業	11,021	55.7%	105%	5,903	5,118	36.2%	105%	2,809	1,774	530	43.7%	104%	5
	電気・水道業	1,407	7.1%	99%	136	1,270	9.0%	99%	695	473	103	8.5%	56%	0
	運輸業	76	0.4%	97%	6	70	0.5%	97%	36	14	20	1.6%	98%	0
	卸・小売業	305	1.5%	84%	6	300	2.1%	84%	192	55	52	4.3%	82%	0
	サービス業	275	1.4%	102%	7	268	1.9%	102%	141	52	72	5.9%	119%	3
	廃車処理業	17	0.1%	99%	2	15	0.1%	99%	8	2	5	0.4%	99%	0
	その他業種	85	0.4%	49%	4	81	0.6%	49%	6	5	70	5.7%	61%	0
	合計	19,782	100%	96%	5,641	14,142	100%	96%	8,510	4,409	1,214	100%	86%	9

注1：千トン未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

2：将来廃棄物量の推計方法は、種類別集計のものと同じ。

【予測に関する補足】

(* 1) 原単位： $y = 1,117 - 19.5x$ （平成n年度、 $x = n - 16$ 、単位：g/人日）

(* 2) 将来人口：「新しい政策の指針：愛知県」で示される平成27年度人口（7,392千人）と平成37年度人口（7,315千人）を基に次のとおり算定した。

平成17年度から平成27年度

平成7年度から平成17年度及び平成27年度、平成37年度の人口による(1)の回帰式から算定後、(2)の式により、人口差を調整して算定した。

$$(1) y = -35x^3 + 512x^2 + 34,826x + 6,784,536$$

（平成n年度、 $x = n - 6$ 、 $n = 37$ 、単位：人）

$$(2) q = y + 38,011 - 6,355p$$

（平成n年度、 $p = n - 17$ 、 $n = 27$ 、単位：人）

* 人口差の調整は、平成17年度及び平成27年度について、「人口（実績又は計画） - (1)式の計算値」をそれぞれ求め、その差を10年間で均等に調整することとした。

平成28年度以降

平成27年度と平成37年度の人口を直線回帰により補間

$$y = 7,392,000 - 7700x$$

(* 3) 原単位： $y = 1,442.5 - 19.63x$ （平成n年度、 $x = n - 17$ 、 $n = 22$ 、単位：g/人日）

* 平成22年度以降は一定とした。

(* 4) 排出量： $y = 14,723 - 124.67x$ （平成n年度、 $x = n - 16$ 、単位：千トン）

(* 5) 活動量指標：次ページに記載した。

(* 6) 愛知県内に所在する総事業所数351,927件（平成13年事業所・企業統計調査）の総母集団から、産業廃棄物が比較的多量に発生する業種の特性、規模別特性等を考慮し、業種別、事業所規模別（従業員数階層）に20,681件（抽出率：6%）を抽出し、アンケート調査を実施し、回収された調査票は10,546件（回収率：51%）であり、そのうち、将来計画値を記入してきた事業所は85件であった。なお、将来計画値回答事業所の発生量の合計は1,257千トンで、県内総発生量20,595千トンの6%となっている。

産業分類	活動量指標	備考	予測式	平成n年とする。
A 農業	家畜糞尿排泄量	活動量指標を使用していない(原単位法で推計していない)。		注1
D 鉱業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 1995.2e^{-0.0861x}$	$x = n - 7$
E 建設業	元請完成工事高	回帰式[指数式]より設定。	$y = 45510e^{-0.0187x}$	$x = n - 5$
F 製造業	製造品出荷額等	09～32の合計。		
09 食料品製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 16137e^{-0.0113x}$	$x = n - 5$
10 飲料・たばこ・飼料製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 6852e^{-0.0325x}$	$x = n - 5$
11 繊維工業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 8073.6e^{-0.0783x}$	$x = n - 5$
12 衣服・その他の繊維製品製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 3436.4e^{-0.0928x}$	$x = n - 5$
13 木材・木製品製造業(家具を除く)	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 3199.6e^{-0.0537x}$	$x = n - 5$
14 家具・装備品製造業	製造品出荷額等	回帰式[対数式]より設定。	$y = -715.32\text{Ln}(x) + 3850.2$	$x = n - 5$
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 4753e^{-0.0216x}$	$x = n - 5$
16 印刷・同関連業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 5074.2e^{-0.0096x}$	$x = n - 5$
17 化学工業	製造品出荷額等	回帰式[1次式]より設定。	$y = -24.82x + 9725.4$	$x = n - 5$
18 石油製品・石炭製品製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 8313.5e^{-0.0518x}$	$x = n - 5$
19 プラスチック製品製造業	製造品出荷額等	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 13602x^{-0.0081}$	$x = n - 5$
20 ゴム製品製造業	製造品出荷額等	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 3748.4x^{0.0269}$	$x = n - 5$
21 なめし革・同製品・毛皮製造業	製造品出荷額等	回帰式[対数式]より設定。	$y = -86.035\text{Ln}(x) + 369.77$	$x = n - 5$
22 窯業・土石製品製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 10365e^{-0.0212x}$	$x = n - 5$
23 鉄鋼業	製造品出荷額等	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 20727x^{-0.0358}$	$x = n - 5$
24 非鉄金属製造業	製造品出荷額等	回帰式[1次式]より設定。	$y = 108.98x + 3971.9$	$x = n - 5$
25 金属製品製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 15534e^{-0.0219x}$	$x = n - 5$
26 一般機械器具製造業	製造品出荷額等	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 33261x^{-0.0471}$	$x = n - 5$
27 電気機械器具製造業	製造品出荷額等	27～29の合計を回帰式[1次式]より設定し、H15年の27～29の活動量で配分。	配分前の[1次式] $y = 1771.7x + 11737$	$x = n - 5$
28 情報通信機械器具製造業	製造品出荷額等			
29 電子部品・デバイス製造業	製造品出荷額等			
30 輸送用機械器具製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 121469e^{0.0321x}$	$x = n - 5$
31 精密機械器具製造業	製造品出荷額等	回帰式[指数式]より設定。	$y = 2683.4e^{-0.0211x}$	$x = n - 5$
32 その他の製造業	製造品出荷額等	回帰式[対数式]より設定。	$y = 490.68\text{Ln}(x) + 2608.8$	$x = n - 5$
G 電気・ガス・熱供給・水道業	従業者数	33～36の合計。		
33 電気業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 10977e^{-0.0242x}$	$x = n - 7$
34 ガス業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 3885.3e^{-0.0146x}$	$x = n - 7$
35 熱供給業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 108.16e^{-0.0447x}$	$x = n - 7$
36 水道業	人口	活動量指標を使用していない(原単位法で推計していない)。		注2
H 情報通信業	従業者数	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 57967x^{0.0435}$	$x = n - 7$
I 運輸業	従業者数	42～(その他の運輸業)の合計。		
42 鉄道業	従業者数	回帰式[対数式]より設定。	$y = -317.17\text{Ln}(x) + 10314$	$x = n - 7$
43 道路旅客運送業	従業者数	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 26860x^{-0.1146}$	$x = n - 7$
44 道路貨物運送業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 110751e^{-0.0005x}$	$x = n - 7$
(その他の運輸業)	従業者数	回帰式[対数式]より設定。	$y = -5856.6\text{Ln}(x) + 54687$	$x = n - 7$
J 卸売・小売業	従業者数	581～(その他の卸売・小売業)の合計。		
581 自動車小売業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 39853e^{-0.0054x}$	$x = n - 7$
603 燃料小売業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 29102e^{-0.0312x}$	$x = n - 7$
(その他の卸売・小売業)	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 818827e^{-0.02x}$	$x = n - 7$
K 金融・保険業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 104721e^{-0.0384x}$	$x = n - 7$
L 不動産業	従業者数	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 47286x^{-0.0116}$	$x = n - 7$
M 飲食店・宿泊業	従業者数	回帰式[累乗式]より設定。	$y = 298435x^{0.0125}$	$x = n - 7$
N 医療・福祉	病床数	回帰式[対数式]より設定。	$y = -2102.3\text{Ln}(x) + 81747$	$x = n - 5$
教育・学習支援業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 75886e^{0.0155x}$	$x = n - 7$
P 複合サービス事業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 16275e^{-0.0419x}$	$x = n - 7$
Q サービス業(他に分類されないもの)	従業者数	808～(その他のサービス業)の合計。		
808 写真業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 3321.4e^{-0.0074x}$	$x = n - 7$
81 学術・開発研究機関	従業者数	回帰式[対数式]より設定。	$y = -419.46\text{Ln}(x) + 8121.7$	$x = n - 7$
821 洗濯業	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 21389e^{-0.0077x}$	$x = n - 7$
86 自動車整備業	従業者数	回帰式[対数式]より設定。	$y = -642.39\text{Ln}(x) + 21804$	$x = n - 7$
(その他のサービス業)	従業者数	回帰式[指数式]より設定。	$y = 341550e^{0.0227x}$	$x = n - 7$

注1:「家畜糞尿排泄量」は、全体量を[対数式] $y = -117.48\text{Ln}(x) + 2707.1$ で求めた。このとき $x = n - 9$ (平成n年)とした。

注2:水道業の「人口」は、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県の将来推計人口を用いた。